

# 官報

号外 平成五年五月二十日

## ○第百二十六回 衆議院會議録 第二十八号

平成五年五月二十日(木曜日)

議事日程 第二十一号

平成五年五月二十日

正午開議

- 第一 環境基本法案(内閣提出)
- 第二 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 第三 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 第五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出)
- 第六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

- 日程第一 環境基本法案(内閣提出)
- 日程第二 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)
- 日程第三 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出)

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号 環境基本法案外一案

案(内閣提出)  
日程第六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)  
林大蔵大臣の平成三年度決算の概要についての発言及び質疑

午後零時二分開議  
○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

日程第一 環境基本法案(内閣提出)

日程第二 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第一、環境基本法案、

日程第二、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長原田昇左右君。

環境基本法案及び同報告書

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔原田昇左右君登壇〕

○原田昇左右君 ただいま議題となりました環境基本法案及び環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、環境基本法案は、今日の環境政策の対象領域の広がりに対処し、特に都市・生活型公害や地球環境問題に対しても適切な対策を講じていくため、環境の保全の基本的理念と、これに基づく基本的施策の総合的な枠組みを示す新しい基本法を定めようとするものであります。

その主な内容は、

第一に、環境の保全についての基本理念として、環境の恵沢を享受し、将来の世代に継承すること、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築すること、及び国際的協調による地球環境保全を積極的に進めよう、という三つの理念を明らかにすること、

第二に、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に関する責務を明らかにすること、

第三に、環境の保全に関する施策に関し、まず、施策の策定及び実施に係る指針を明示し、環境基本計画を定めて施策の大綱を国民の前に明らかにするとともに、環境基準、公害防止計画について定め、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制及び経済的手法について定め、さらに、環境教育、情報の提供、科学技術の振興について規定するとともに、地球環境保全に関する国際協力等の積極的推進など基本的な施策について定めるものであります。

次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の主な内容は、ただいま御説明申し上げました環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法等の十八法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであります。

両法律案は、去る三月十二日本院に提出され、四月二十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日両法律案とも本委員会に付託されたものであります。

本委員会におきましては、同日環境庁長官より、それぞれ提案理由の説明を聴取し、二十三日両法律案は馬場昇君外二名提出の環境基本法案とともに一括して質疑に入り、五月十一日には参考人から意見を聴取し、また、十二日には大阪府に委員を派遣し、現地において意見を聴取し、十三日には公聴会を開催するとともに、十八日には宮澤内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うなど、慎重かつ熱心な審査を行ってまいりました。

かくて、同十八日質疑を終了いたしましたところ、両法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議及び民社党の四党共同提案による「環境の日」を設けること及びこれに伴う規定の整備を行うことを内容とする両修正案が、また、日本共産党から「環境保全の諸基本原則を明確にすること等」を内容とする修正案

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号

農業機械化促進法の一部を改正する法律案外二案

郵便貯金法の一部を改正する法律案

二

が提出され、それぞれ趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、環境基本法案については、日本共産党提出の修正案を少数をもって否決した後、四党共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決し、次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきましても、四党共同提出の修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決し、両法律案とも修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、環境基本法案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であり、す。両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認め、す。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第三 農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

日程第五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、農業機械化促進法の一部を改正する法律案、日程第四、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案、日程第五、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長平沼超夫君。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案及び農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔平沼超夫君登壇〕

○平沼超夫君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農業機械化促進法の一部を改正する法律案は、農業を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置を講ずるとともに、当該措置に関する生物系特定産業技術研究推進機構の業務の追加を行うものとしてあります。

次に、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするものであります。

次に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案は、特定農山村地域における農林業その他の事業を振興し、豊かで住みよい農山村の育成を図るため、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置

等所要の措置を講じようとするものであります。これら三法律案は、去る四月九日本会議において政府の趣旨説明及びこれに対する質疑が行われ、同日農林水産委員会に付託されました。

当委員会におきましては、四月十四日田名部農林水産大臣から三法律案の提案理由の説明を聴取した後、四月二十日から五月十九日までの間、五月十一日には参考人から意見を聴取したほか、五月十四日及び十五日の二日間には委員派遣を実施するなど、慎重に審査を行いました。

五月十九日質疑を終局し、まず、農業機械化促進法の一部を改正する法律案について採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

続いて、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護国民主連合、公明党・国民会議及び民社党の共同提案により、それぞれ修正案が提出され、趣旨説明の後、討論を行い、まず、農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案について採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案をいずれも多数をもって可決し、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

次に、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案について採決いたしましたところ、修正案及び修正部分を除く原案をいずれも多数をもって可決し、よって、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、以上の三法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これより採決に入ります。まず、日程第三につき採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(櫻内義雄君) 御異議なしと認め、す。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であり、す。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

日程第六 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(櫻内義雄君) 日程第六、郵便貯金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長亀井久興君。

郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○亀井久興君 ただいま議題となりました法律案につきまして、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資する等のため、勤労者財産形成貯蓄契約に係る郵便貯金の貯金総額の制限額を引き上げること、定期郵便貯金の利率は、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定めるものとすること、郵

利を勘案し郵政大臣が定めるものとすること、郵

便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用範囲を拡大すること等を行おうとするものであります。

本案は、去る三月五日日本委員会に付託され、五月十二日小泉郵政大臣から提案理由の説明を聴取し、昨十九日質疑を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 大蔵大臣から、平成三年度決算の概要について発言を求められております。これを許します。大蔵大臣林義郎君。

〔国務大臣林義郎君登壇〕

○国務大臣(林義郎君) 平成三年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は七十二兆九千九百五億四千万円、歳出の決算額は七十兆五千四百七十一億四千万円でありまして、差し引き二兆四千四百三十三億円の剰余を生じました。この剰余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の平成四年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、平成三年度における財政法第六条の純剰

余金は一兆五千三百十八億四千万円となります。以上の決算額を予算額と比較いたしますと、歳入につきましては、予算額七兆六千六百三十四億四千万円に比べて二兆三千七百七十億円の増加となり、歳出は七兆九千九百五億四千万円に比べて二兆五千四百七十一億四千万円の増加となり、歳入の純増加額は一兆四千四百六十一億四千万円となります。

一方、歳出につきましては、予算額七兆六千六百三十四億四千万円に、平成二年度からの繰越額八千四百六十六億四千万円を加えた歳出予算額七兆一兆四千六百一億四千万円に、支出済み歳出額は七兆九千九百五億四千万円でありまして、その差額九千九百五億四千万円のうち、平成四年度に繰り越した額は七千六百九十一億四千万円となり、不用となりまして額は千四百三十七億四千万円となっております。

次に、予備費であります。平成三年度一般会計における予備費の予算額は千五百億円で、その使用額は千四百四十五億四千万円であり、その使用額は千四百四十五億四千万円であり、平成三年度の特別会計の決算であります。次に、平成三年度の一般会計の決算であります。計歳入歳出決算によって御了承願いたいと存じます。

次に、平成三年度における国税収納金整理資金の受け入れ及び支払いであります。同資金への収納済み額は六十五兆三千九百七十九億四千万円であり、この資金からの一般会計等の歳入への組み入れ額は六十五兆三千八百八十七億四千万円であり、差し引き九十一億四千万円が平成三年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、平成三年度の政府関係機関の決算の内容につきまして、それぞれの決算書によって御了承願いたいと存じます。

以上が、平成三年度の一般会計歳入歳出決算、特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) ただいまの発言に対して質疑の通告があります。これを許します。志賀一夫君。

〔志賀一夫君登壇〕

○志賀一夫君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、平成三年度決算及びその関連事項についてお尋ねをいたします。

会計検査院が、平成三年度決算に関して検査対象としたのは、政府関係機関十一、公団十三、事業団十七、その他の法人五十二、そして日本放送協会などであり、その結果、法令等に違反し、または不当と認められた事項二百二十四件、関係大臣等に対して意見を表示し、または処置を要求した事項八件、指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項十八件など報告されております。

これらのうち、会計検査院が意見を表示し、または処置を要求した八件については、改善されたのかどうか不明なまま報告されております。その内訳は、文部省一件、厚生省三件、農林水産省二件、郵政省一件、建設省一件とされておりますが、指摘を受けた各省が、それぞれの事項についてどのように改善努力をしたのか、あるいはどのような方針で取り組むのか、まず総理から具体的に実情を御報告願いたいと思っております。

ところで、報告の基礎となった検査の中で、約七百六十人しかいない調査官及び調査官補が行う実地検査は、三千五百二十一カ所に上つたとされております。それでもこれは、四万カ所近い検査

対象の九割にすぎないのであります。そこで、私は、会計検査のあり方を改善する方策についてお尋ねをしたいと思います。

御承知のように、財政法は、国会、裁判所及び会計検査院の予算の作成過程における各種の特例を認めており、内閣に対する独立性を予算面からも保障しております。また、会計検査院の事務総局の定員は、行政機関の職員の定員に関する法律の枠外とされ、独自に定員を定めることができることとされております。

しかし、実態はどうでしょうか。例えば、過去十カ年の間で会計検査院予算の伸び率が国の一般会計予算のそれを上回ったのは、わずかに四回しかありません。また、職員定数は、飛躍的な増員を見た一九五五年の千七百七十八人以来、九三年の千二百四十人に至るまで、三十八年間をかけたわずかの増員を見たにすぎません。この間、財政規模は拡大し、また行政の内容は複雑となるばかりか、国際化し、さらには科学技術の急速な進歩が検査業務の高度化を求めるなど、業務の困難性は増大の一途をたどっているのではありません。

このような状況に対応するため、予算及び人員の面から飛躍的な体制強化を図らなければなりません。総理の基本的な見解を明らかにしていただきたいのであります。

次に、政府開発援助に関する会計検査についてお尋ねをいたします。

日本の援助費は、その絶対額だけを比較すれば、平成元年度に初めてアメリカを抜いて世界第一位となったわけでありますが、対GNP比で見れば、援助を実施している二十数カ国の中で第十二位程度を低迷しているにすぎないのであります。そればかりではありません。相手国の平和、環境、人権といった目標に貢献しているかどうか、疑われる場合さえ見受けられるのであります。

こうした事情に配慮して、会計検査院は、一九八七年度以来、ODA関連の海外調査を実施する

ようになりまして。平成三年度決算においては、ボリビア、中華人民共和国、パキスタン、フィリピン、ザンビアの五カ国で、計六十七事業を調査の対象とし、対象事業が所期の目的を達成し、効果を上げていくなどの観点から、相手国の協力の得られる範囲内で現地調査を実施したのであります。

このような海外調査は、相手国に対して検査権限が及ばないことを考えますと、事前の外交交渉を通じて相手国の理解と協力を得ることが極めて重要なポイントになりましょう。したがって、外務省の日常的な協力体制が必要不可欠なところだと思いますが、これに関する方針を外務大臣にお答えいただきたいのであります。

現状では、相手国に検査権限が及ばないODA対象事業については、援助を行うに当たって、相手国との間に交わされる交換公文など国際約束の中において、我が国の会計検査等によるチェックを受け入れるとの合意を取りつけることを条件にすべきです。この点、総理はどのように判断されているのでありましょうか、お伺いをいたします。

また、湾岸平和基金に対し、日本は、平成二年度及び三年度合わせて総額一兆五千億円の資金を拠出したのであります。いまだにその使用状況の報告がなされておられません。この基金の運営委員会には、我が国のサウジアラビア王国駐在大使が参加していることから、政府は、速やかに拠出金の使用状況の報告を求めるべきであると思っておりますが、外務大臣、いかがでありましょうか。

これまでの政府答弁から見ても、日本の拠出金は、戦争協力費用として使われたものではないという証明をしていただかなければなりません。その証明が困難であるために報告ができていないのではないのでしょうか。総理の明確な答弁をお聞きしたいのであります。(拍手)

内政に関する問題についても、お尋ねをいたします。

まず、九十一の医療機関に対して支払われた診療報酬のうち、約四億六千八百万円が適切でなく、これに対する国の負担額およそ二億六千二百万円が不当と認められたことについてであります。

医療費にかかわる問題は、他にも不正行為として一件、意見表示または処置要求事項として一件、報告されております。これらの事実は、九三年度に二十四兆三千四百億円になると推計される巨大な国民医療費の抱える構造的な矛盾の一端を示すものととらえなければなりません。

厚生大臣は、先日、医療経済研究機構を充足させると発表いたしました。研究課題としては、医療の産業連関、医療機関の地域における経済的波及効果、その他が挙げられています。今問題なのは、医療費の投入が、寝たきりや寝かせきりを防いでいるのか、難病などに対する治療法の開発に貢献しているかなど、医療費の効果測定に関する研究こそ、今日、必要不可欠なところであると考えますが、厚生大臣、いかがでございましょうか。(拍手)

もう一つ内政の課題として、国及び地方公共団体の予算で行われる公共事業をめぐる問題であります。

受注した建設会社等から公共投資の一部が政治家にやみの政治献金として還流し、これが企業側の使途不明金として巧みに隠ぺいされている事実、また、違法、不当な談合が日常化している状況、さらに、予定価格の積算根拠が不明または適切でない事態などが次々と明らかにされ、国民社会においてもこれらが注目されているところであります。

しかし、残念なことに、平成三年度決算報告においては、これらにかかわる指摘は一件もありません。これは一体どのような理由によるものでしょうか。また、このような問題について、会計検査院が今からさかのぼって特別に調査する必要があるのではないのでしょうか。総理の御見解を伺います。

いたいののであります。

そもそも政府の公共投資基本計画は、まさしくこの平成三年度を初年度とし、西暦二〇〇〇年までの十年間で、総事業費四百三十兆円を投入しようという膨大な計画であります。そこで、公共事業の入札方法の改善、さらには、使途不明金のある企業は入札資格なしとするなど、思い切った制度改革を求めたいと思いますが、総理、いかがででしょうか。

また、公共事業にかかわる会計検査については、国以外の機関から受注した企業に対しても関連した調査ができるようにするなど、会計検査院の権限の拡大を図るべきではないでしょうか。総理並びに建設大臣にお答え願いたいと思います。特に、諸悪の根源ともいうべき使途不明金については、政治資金及び企業経理の透明化という観点からも、その根絶が望まれるわけであり、その方策として、これに特別高率の税金を適用するなど、税制上の措置によってこれを抑制することが必要ではないでしょうか。総理の御見解を伺いたいのであります。

ところで、会計検査院の存在と機能についてであります。それを広く一般国民に周知徹底を図り、納税者としての市民から多くの意見や情報寄せられるようにすることが、検査業務を充実させる基盤として有効ではないかと私は思うのであります。

今、総理府の所管で国政モニターシステムがあり、五百五十名の一般市民が、国政について改善が必要と思われる問題について報告を寄せています。しかしながら、根拠となる法律上の規定がないため、効果を上げることが困難な状況となっております。

そこで、会計検査院の場合は、会計検査院法を改正し、仮称であります。納税者による国政監視システムを創設してはいかがでしょうか。私の提案に対する総理の御見解を承りたいと思います。(拍手)

以上、会計検査院の院長に対してではなく、総理を初め関係閣僚に答弁を求めたのは、国会法によって会計検査院の院長は、国会の委員会には出席できるが、本会議には出席できないからであります。なるほど、決算報告は、会計検査院が内閣に報告し、その内閣がこれを国会に提出するわけであり、その限りでは、政府さえ出席すればよいという理屈もあり得るでしょう。しかし、委員会には実際出席できるのに、本会議だけは検査院抜きで審議しろという現行制度は、到底納得のいくものではありません。

そこで、この点に関する総理の御見解を伺うとともに、ここに御参集の先輩及び同僚の議員に、このような矛盾解決に向けた国会法の改正を呼びかけ、私の質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) 私に関する御質問が九点ございますので、一つ一つお答えを申し上げます。

まず、文部省関係の公立の小中学校の校舎等整備事業の補助対象面積の算定についてでございますが、事業実施年度の翌年度以降、明らかに学級数が減少すると見込まれます場合には、原則として減少後の学級数に基づき適切な事業認定を行うこととし、その旨、本年一月に各都道府県教育委員会に対し指導を行ったところでございます。

厚生省関係では、三件の御指摘がございましたが、いずれも御指摘の趣旨を踏まえ、保健事業費等負担金の精算については、交付要綱を改正することとし、身体障害者療養施設等の入所に係る診療報酬の請求については、診療報酬の請求と措置費との整合の明確化等の措置を講じ、国民年金の未納保険料の収納促進については、戸別訪問等の積極的な納付督促により収納の促進を図るよう、それぞれ適切な措置を講じてまいることといたします。

農林水産省関係では、二件の御指摘がございましたが、それぞれ御指摘の趣旨を踏まえ、新農業構造改善事業等については、都道府県に対し事業計画の策定について指導を強化することとし、また、水田農業確立特別交付金については、当該交付金の使用について適切な指導を行うなどの措置を講じ、事業効果を十分確保するよう努めてまいりております。

平成三年度決算に関する会計検査院の指摘事項に対する郵政省の改善努力あるいは取り組みの方針でございますが、この関係では、郵便物への郵便番号の適正な記載方法について、近く郵政省告示の改正を行うこととしております。なお、郵便番号の適正記載に関し、郵便の差出人への協力要請等について取り組んでおるところでございます。

建設省関係では、住宅金融公庫及び住宅・都市整備公団にまたがる不適切な重複契約の防止を図るため、公庫の貸付案内等において、契約名義人がみずから継続して居住すべきことの周知徹底を図ったほか、チェックシステムの早期構築に向けて、現在建設省、公庫及び公団の三者で鋭意検討中でございます。

次に、内閣に対して独立した機関としての立場から、会計検査院の検査体制の充実強化に努める必要があり、この点から定員、予算の確保についても十分配慮をいたしておるところであります。

会計検査院の予算については、検査要員に対する高度の研究経費、検査資料・情報の集中管理等の経費、コンピュータを利用した検査の充実経費など、重点的に計上いたしております。また、定員については、昭和五十年年度以降は毎年一名ないし二名程度の増員を図っており、これにより実地検査の施行率も、徐々にではあるが上昇していることと承知をいたします。

ODAに関しまして、会計検査院は、相手国政府の同意のもと、海外の援助案件の実情の視察をいたしておりますが、外務省等の関係省庁がこれ

に積極的に協力をいたしております。しかし、ODAの実施主体は相手国政府でありまして、我が国が一たん供与した資金の使用は、相手国の主権のもので、基本的に相手国の責任において行われるものであります。したがって、例えばODA供与の際に、相手国に対し会計検査の義務を課すことは適当ではないと思われまゝ。

我が国は、援助の適正かつ効果的、効率的な実施を確保するため、事前調査から事後評価まで、援助実施の各段階で種々の施策を講じており、今後ともODAの適切な執行、効果的な実施に万全を期してまいりたいと思っております。

それから、湾岸平和基金に対する提出金の使途に関する財務報告につきましては、湾岸平和基金の運営委員会が多くの関係国からの報告を取りまとめる作業で事務的に時間を要しておるものと聞いております。政府としては、同委員会に対し、財務報告の提出について繰り返し督促に努めておるところでございます。関係国が十六カ国ございます。

湾岸平和基金に対する日本国政府の提出金は、専ら湾岸の平和と安定の回復のため、国連安保理の関連諸決議を受けて活動している各国を支援するための定められた使途に使用されることとなっております。実際にこうした使途に適切に支出されていることと承知をいたしております。

会計検査院の検査は、国の会計経理の適正を図るといふことを目的とし、そういった観点から、契約手続が適正であるかどうか、あるいは契約金額が経済的かどうかという点について検査を行っております。したがって、談合の有無であるとかやみ献金、そりといったことを自身を究明することは、検査の直接の目的ではないと承知をいたしております。

公共事業の入札制度については、手続のより一層の透明性、競争性を確保することが重要と考えられており、技術力を重視し、広範な参加機会を確保する新たな入札・契約方式の導入、指名基準の具

体化など、入札手続の大幅な改善に取り組んでおるところであります。

公共工事の入札参加資格については、適正な契約の履行能力あるいは公正な契約の確保の観点から判断すべきであり、使途不明金の有無が直ちに入札参加資格に結びつくものではないと考えております。

使途不明金につきましては、できるだけその使途を解明し、その支出先に対し適正な課税を行うこととしておりますが、どうしても使途が不明の場合には、これを損金不算入として課税をしておるところでございます。このように、法人税制の枠内の措置としてはできるだけの措置を講じているところであります。この点、御理解をお願いいたします。

次に、会計検査院による検査は、国の会計経理に関し行われるものであります。国以外の機関が行う契約に関し、受注した企業にまで検査権限を及ぼすことにつきましては、国から独立した法人の行う契約に関するものであること、民間の企業活動に対し国家権力が過重に介入することになるおそれがあることなどから見まして、慎重に対応すべきものと考えております。

会計検査院では、会計検査院の機能、活動状況、活動成果等についての広報の重要性を認識し、昭和六十二年に渉外広報室を設置し、国民に周知されるためのさまざまな活動を行っており、納税者からは、国の会計経理に関して多く情報の提供が寄せられております。検査においては、常にこれを活用することを心がけておられることと認識しております。今後も、さらに一層納税者からの情報を活用する効果的な方法を検討していられることを期待いたしております。

なお、本会議に会計検査院長の出席を求めることができるようにするかどうかは、国会運営の問題として、まず国会で十分に御議論いただくことが適当ではないかと考えております。残りのお尋ねにつきましては、関係大臣からお

答えていたします。(拍手)

〔国務大臣武蔵野文君登壇〕

○国務大臣(武蔵野文君) お答えをいたします。第一点は、海外の国に対してODAをした場合のその検査について、相手国に対して検査権限が及ばない、これは今総理から御答弁があったとおりでございます。

そこで、私もいたしましては、援助案件につきましても、現場に赴いて視察を会計検査院に実施をしていただいております。会計検査院の視察に際しては、相手国政府に事前に視察に対する理解と協力を要請するとともに、会計検査院の係官が円滑に業務を遂行できるよう便宜を供与するなど、外務省としても積極的に協力しております。

次に、湾岸平和基金に対して速やかに提出金の使用状況の報告を求めるべきであるという御指摘は、まことにこともっともであります。提出金の使途に関する財務報告につきましては、現在、これも総理から御答弁がございましたが、湾岸平和基金の運営委員会が鋭意取りまとめ中と承知をしております。政府といたしましては、これまでも繰り返し督促を行ってきたところでありまして、できるだけ早急に提出を得るよう努力をいたしております。(拍手)

〔国務大臣丹羽雄哉君登壇〕

○国務大臣(丹羽雄哉君) 志賀議員御指摘のとおり、我が国の医療費は、高齢化社会も相まって、平成五年度には二十四兆円を突破することが見込まれております。

この十月にも衆議院の医療経済研究機構では、膨大な医療費を経済的、科学的な手法によって解明し、御指摘のような寝たきりのお年寄りをどうしたら効果的に防げるか、さらに慢性病や難病などの治療をいかに有効的に活用できるか、保健、医療、さらに福祉の連携も含めて、多角的な観点から中長期的に御検討を賜りたい、このように考えているような次第でございます。

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号

平成三年度決算の概要についての発言に対する志賀一夫君の質疑 朗読を省略した議長の報告

六

なお、今後とも診療報酬が適正に支払われるよう、厳正に対処していく決意でございます。

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣中村喜四郎君登壇〕

○国務大臣(中村喜四郎君) 志賀議員の御質問に對しましては、公共事業の入札方法の改善、さらに思ひ切った制度改革についてという御質問がございました。

建設省としましては、入札・契約制度及び手続全般にわたり、より一層の透明性、競争性を確保するため、委員会を設置し、具体的には、指名基準の具体的かつ明確な運用基準の策定、さらに、新たな入札方式として、意向確認型指名競争入札方式の試行、そして、より透明性の高い積算体系・手法の整備を図るために、外部有識者からなる委員会を設置し、評価、検討を実施していく予定でございます。

さらに、公共事業において高いウェイトを占める地方公共団体発注工事について入札手続の改善を図るために、昨日、自治省と協議会を開催したところであります。

また、公共工事の入札参加資格につきましては、使途不明金があることが直ちに入札参加資格の有無に結びつくものではないと考えております。

なお、指名停止措置につきましては、使途不明金に関し、具体的法律違反が明らかになった場合には、その時点で、業務に関し不正または不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当と認められるかを具体的に検討し、適切に対処してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、建設省としては、今後とも公共工事の入札・契約制度の公正かつ厳正な執行に向けて、全精力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 宮澤 喜一君  
外務大臣 武藤 嘉文君  
大蔵大臣 林 義郎君  
厚生大臣 丹羽 雄哉君  
農林水産大臣 田名部匡省君  
郵政大臣 小泉純一郎君  
建設大臣 中村喜四郎君  
国務大臣 林 大幹君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。  
流通業務市街地の整備に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律

(報告書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書を受領した。  
社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づき平成四年度社会保障制度審議会報告書

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大蔵委員

辞任 中井 治君 補欠 塚本 三郎君

農林水産委員 塚本 三郎君 中井 治君

辞任

松岡 利勝君 坂本 剛二君 松岡 利勝君

補欠

坂本 剛二君 中井 治君 塚本 三郎君

辞任

中井 治君 塚本 三郎君

補欠

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

辞任

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

補欠

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

辞任

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

補欠

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

辞任

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

補欠

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

辞任

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

補欠

山口 俊一君 古屋 圭司君 山口 俊一君 古屋 圭司君

農林水産委員 内海 英男君 関谷 勝嗣君

辞任

加藤 紘一君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

補欠

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

辞任

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

補欠

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

辞任

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

補欠

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

辞任

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

補欠

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

辞任

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

補欠

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

辞任

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

補欠

中谷 元君 真鍋 光広君 真鍋 光広君

労働委員

辞任

吉岡 賢治君  
坂井 弘一君  
衛藤 晟一君  
岡島 正之君  
松田 岩夫君  
村田 吉隆君  
柳本 卓治君  
山本 拓君  
土肥 隆一君  
浅井 美幸君

補欠

土肥 隆一君  
浅井 美幸君  
小林 興起君  
佐藤 守良君  
今枝 敬雄君  
植竹 繁雄君  
松岡 利勝君  
虎島 和夫君  
吉岡 賢治君  
坂井 弘一君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治改革に関する調査特別委員

辞任

補欠

阿部末喜男君  
岩垂寿喜男君  
大島 章宏君  
小林 守君  
田並 胤明君  
河上 翠雄君  
冬柴 鐵三君  
川端 達夫君  
高木 義明君  
小澤 克介君  
川島 實君  
佐藤 樹君

補欠

松原 脩雄君  
佐藤 樹君  
興石 東君  
川島 實君  
小澤 克介君  
平田 米男君  
倉田 榮喜君  
高木 義明君  
川端 達夫君  
田並 胤明君  
小林 守君  
大島 章宏君  
岩垂寿喜男君

国会等の移転に関する特別委員

辞任

補欠

松原 脩雄君  
倉田 榮喜君  
平田 米男君  
渡部 一郎君  
佐藤 敬夫君  
村山 富市君  
古屋 圭司君  
波辺 嘉蔵君  
渡辺 嘉蔵君  
村山 富市君

辞任

補欠

阿部末喜男君  
岩垂寿喜男君  
後藤 茂君  
土井たか子君  
川端 達夫君  
松原 脩雄君  
早川 勝君  
小澤 克介君  
鈴木喜久子君  
小平 忠正君

(議案提出)

一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

(議案付託)

一、去る十八日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

(議案通知)

一、去る十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

(議案通知受領)

一、去る十八日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案  
(質問書提出)  
一、去る十八日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

(答弁通知書受領)

一、去る十八日、内閣から衆議院議員大野由利子君提出東京都の多摩都市モノレールに関する質問に對して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成五年六月七日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

環境基本法案

右  
国会に提出する。

平成五年三月十二日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一

目次

- 第一章 総則(第一条—第十二条)
- 第二章 環境の保全に関する基本的施策
- 第一節 施策の策定等に係る指針(第十三条)
- 第二節 環境基本計画(第十四条)
- 第三節 環境基準(第十五条)
- 第四節 特定地域における公害の防止(第十六条—第十七条)
- 第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第十八条—第三十条)
- 第六節 地球環境保全等に関する国際協力等(第三十一条—第三十四条)
- 第七節 地方公共団体の施策(第三十五条)
- 第八節 費用負担及び財政措置等(第三十六条—第三十八条)

第三章 環境審議会等

第一節 環境審議会(第三十九条—第四十二条)

第二節 公害対策会議(第四十三条—第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するものを含む)、第十五条第一項を除き、以下同じ)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある

動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。  
（環境の恵沢の享受と継承等）

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによつて成り立つており人間の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。  
（環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等）

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調による地球環境保全の積極的推進）  
第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中

で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。  
（国の責務）

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）のつとめ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念のつとめ、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。  
（事業者の責務）

第八条 事業者は、基本理念のつとめ、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念のつとめ、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のつとめ、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たつて、その事業活動に係る製

品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。  
4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のつとめ、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。  
（国民の責務）

第九条 国民は、基本理念のつとめ、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念のつとめ、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。  
（法制上の措置等）

第十条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。  
（年次報告等）

第十一条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

（放射性物質による大気汚染等の防止）  
第十二条 放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）その他の関係法律で定めるところによる。  
第二章 環境の保全に関する基本的施策  
第一節 施策の策定等に係る指針

第十三条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念のつとめ、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行われなければならない。

一 一人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。  
第二節 環境基本計画  
第十四条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。  
一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に關する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 第三節 環境基準

第十五条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に關係するもの(以下「公害の防止に關する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

### 第四節 特定地域における公害の防止

#### (公害防止計画の作成)

第十六条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に關する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に關する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に關する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(公害防止計画の達成の推進)  
第十七条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### とする。

### 第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

#### (国の施策の策定等に当たつての配慮)

第十八条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

#### (環境影響評価の推進)

第十九条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

#### (環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に關し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に關し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に關し公害を防止するために必要な規制の措置  
三 自然環境を保全することが特に必要な区域

における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採捕、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに關し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)  
第二十一条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努め

ることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に關し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に關する施設の整備その他の事業の推進)

第二十二條 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設（移動施設を含む。）その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

8 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用

のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十三條 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるよう技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生资源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に關する教育、学習等)

第二十四條 国は、環境の保全に關する教育及び学習の振興並びに環境の保全に關する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に關する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十五條 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生资源に係る

回収活動その他の環境の保全に關する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十六條 国は、第二十四條の環境の保全に關する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に關する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に關する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十七條 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に關する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十八條 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に關する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第二十九條 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える惠沢を総合的に評価するための方法の開発に關する科学技術その他の環境の保全に關する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に關する科学技術の振興を図るため、試験研究体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十條 国は、公害に係る紛争に關するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

力等

第三十一條 国は、地球環境保全に關する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に關する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの（以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。）に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等（以下「地球環境保全等」という。）に關する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等（以下「地球環境保全等」という。）に關する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十二条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たつての配慮)

第三十四条 国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようになるため、その事業者に対する情報の提供その他の

の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十五条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合的かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第八節 費用負担及び財政措置等

(原因者負担)

第三十六条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等」といふ)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事業主体」といふ)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

する。

(受益者負担)

第三十七条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十八条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 環境審議会等

第一節 環境審議会

(中央環境審議会)

第三十九条 環境庁に、中央環境審議会(以下「審議会」といふ)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十四条第三項に規定する事項を処理すること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務  
3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

(中央環境審議会の組織等)

第四十条 審議会は、委員八十人以内で組織する。2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十一条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村環境審議会)

第四十二条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関し、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。

第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十三条 総理府に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」といふ)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。  
一 公害防止計画に関し、第十六条第四項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第四十四条 會議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 會議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、會議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 會議の庶務は、環境庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、會議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条及び第四十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

近年の我が国における環境問題に係る諸事情の変化、地球環境問題への対応の必要性の高まり等の環境問題の現況にかんがみ、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、

地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

環境基本法案(内閣提出)に關する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、環境の保全に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 目的

この法律は、環境の保全について、基本理念、国等の責務及び施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に關する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

2 定義

「環境への負荷」及び「地球環境保全」並びに「公害」の定義について定めるものとする。

3 基本理念

環境の保全についての基本理念として「環境の恵沢の享受と継承等」及び「環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等」並びに「国際的協調による地球環境保全の積極的推進」について定めるものとする。

4 国等の責務

国、地方公共団体、事業者及び国民は、基

本理念にのっとり、環境の保全に係る責務を有するものとする。

5 環境の保全に關する基本的施策

(一) 環境の保全に關する施策の策定及び実施に係る指針を明示するものとする。

(二) 環境の保全に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に關する施策の大綱等について定める環境基本計画を定めなければならないものとする。

(三) 大気汚染等に係る環境上の条件につき、人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準として環境基準を定めるものとする。

(四) 特定地域における公害の防止を図るため、内閣総理大臣は関係都道府県知事に対し、公害防止計画の策定を指示することとし、関係都道府県知事は同計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならないものとする。

6 国が講ずる環境の保全のための施策等

国は環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定又は実施に当たっては環境の保全について配慮するとともに、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制及び経済的措置、環境の保全に關する施設の整備事業等の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境の保全に關する教育・学習等、民間団体等の自発的な活動を促進するための措置、情報の提供、調査の実施、監視等の体制の整備、科学技術の振興、公害に係る紛争の処理及び被害の救済の措置を講ずるものとする。

7 地球環境保全等に關する国際協力等

(一) 国は、地球環境保全に關する国際協力の推進に必要な措置のほか、開発途上地域の環境の保全等に關する国際協力の推進のために必要な措置等を講ずるよう努めるものとする。

(二) 国は、地球環境保全等に關する環境の状況の監視、観測等に係る国際的な連携の確保に努めるもの等とする。

8 地方公共団体の施策

地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

9 費用負担及び財政措置等

(一) 公害又は自然環境の保全上の支障を防止するために国等が実施する事業について、その実施に要する費用をその事業の必要を生じさせた者に負担させるために必要な措置を講ずるもの等とする。

(二) 国等は、自然環境を保全することが特に必要な地域について保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者に、受益の限度においてその費用を負担させるために必要な措置を講ずるもの等とする。

(三) 国は、地方公共団体が環境の保全に關する施策を策定及び実施するための費用について、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

10 環境審議会等

中央環境審議会、都道府県環境審議会等及び公害対策会議を設置するとともに、これら

の組織等について所要の規定を置くものとする。

# 11 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

ただし、都道府県環境審議会等に係る規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

## 二 議案の修正議決理由

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めようとする本案の趣旨はおおむね妥当と認めるが、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設けることが適当と認められることから、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年五月十八日

環境委員長 原田昇左右  
衆議院議長 櫻内 義雄殿

### 〔別紙〕

(小字及び一は修正)

#### 目次

- 第一章 総則(第一条—第十二条)
- 第二章 環境の保全に関する基本的施策

平成五年五月二十日 衆議院会議録第二十八号

環境基本法案及び同報告書

第一節 施策の策定等に係る指針(第十三条)

第二節 環境基本計画(第十四条)

第三節 環境基準(第十五条)

第四節 特定地域における公害の防止(第十六条—第十七条)

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第十八条—第三十条)

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等(第三十一条—第三十四条)

第七節 地方公共団体の施策(第三十五条)

第八節 費用負担及び財政措置等(第三十六条—第三十八条)

第三章 環境審議会等

第一節 環境審議会(第三十九条—第四十二条)

第二節 公害対策会議(第四十三条—第四十四条)

附則

(定義)

第二十条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に

影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む。第十五条第一項を除き。以下同じ。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)、及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(国民の債務)

第九条 国民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の日)

第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十〇条 政府は、環境の保全に関する施策を策

施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

#### (年次報告等)

第十一條 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による大気の汚染等の防止)

第十二條 放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第八十六号)その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第十三條 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じた体系的に保全されること。

三 自然環境が地域の自然的社会的条件に応じた体系的に保全されること。

三

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

## 第二節 環境基本計画

第十四条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第三節 環境基準

第十五条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府

は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができ。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

## 第四節 特定地域における公害の防止（公害防止計画の作成）

第十六条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に對し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画（以下「公害防止計画」という。）の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指

示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

## 第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

第十七条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第十八条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全について配慮しなければならない。

第十九条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

第二十條 国は、環境の保全上の支障を防止するための規制（環境の保全上の支障を防止するもの）を定めるものとする。

るため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

一 大気汚染、水質汚濁、土壌汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置

二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因となる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採掘、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十一条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らその負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十三条 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に

配慮することができるよう技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十四条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう努めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十五条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十六条 国は、第二十四条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十七条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関

する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十八条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第二十九条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十条 国は、公害に係る紛争に関するあつせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力等

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十一条 国は、地球環境保全に関する国際的

な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であつて人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの（以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。）に資するため支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等（以下「地球環境保全等」という。）に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（監視、観測等に係る国際的な連携の確保等）

第三十二條 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するよう努めるものとする。

（地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置）

第三十三條 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割

の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（国際協力の実施等に当たつての配慮）

第三十四條 国は、国際協力の実施に当たつては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するよう努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようになるため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第七節 地方公共団体の施策

第三十五條 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う

施策の総合調整を行うものとする。

#### 第八節 費用負担及び財政措置等

（原因者負担）

第三十六條 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障（以下この条において「公害等」という。）を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者（以下この条において「公的事業主体」という。）により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事業主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

（受益者負担）

第三十七條 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

（地方公共団体に対する財政措置等）

第三十八條 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用に付いて、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第三章 環境審議会等

##### 第一節 環境審議会

（中央環境審議会）

第三十九條 環境庁に、中央環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画に関し、第十四条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。
- 三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることができる。

（中央環境審議会の組織等）

第四十條 審議会は、委員八十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、環境の保全に關し學識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十一條 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に關して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村環境審議会)

第四十二條 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に關して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。

## 第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十三條 総理府に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に關し、第十六條第四項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に關する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に關して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務(組織等)

第四十四條 會議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 會議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、會議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 會議の庶務は、環境庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、會議の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十一條及び第四十二條の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 〔別紙〕

### 環境基本法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 環境政策の推進に当たっては、環境の保全上の支障の未然防止が重要であることにかんがみ、科学的知見の充実に努めるとともに、科学的知見が完全でないことをもって、対策が遅れ環境に深刻な又は不可逆的な支障を及ぼさない

よう、積極的に施策を講じること。

二 環境基本計画とその他の国の計画は、環境の保全に關して調和が保たれたものとするともに、環境の保全に關する施策は、環境基本計画の示す基本的な方向に沿つて総合的かつ計画的な推進を図ることとし、これにより環境基本計画を有効なものとするように努めること。

三 すべての者が環境の保全の重要性を理解し、活動のための意欲を持つようになることが重要であることにかんがみ、学校、地域、家庭、自然とのふれあいの場など幅広い場所における環境教育・学習を振興するとともに、環境の保全に關する知識や経験を有する人材の育成をはじめ、環境保全活動を促進するための措置の一層の充実を図ること。

四 環境の保全上の支障を未然に防止し、環境を良好な状態に維持するため、環境の状況その他の環境の保全に關する必要な情報については、環境教育・学習の振興のためのものを含め、広く適切に公表されるよう努めること。

五 生物多様性の重要性にかんがみ、自然環境の現状を認識するための調査研究に努めること。

六 環境保全に係る地域的な問題については地方公共団体の役割が重要であることにかんがみ、地方自治の精神を尊重し、地方公共団体が憲法及び地方自治法の定めるところにより地域の自然的社会的条件に応じて講じる独自の施策と相まって、環境の保全の一層の効果的、積極的な推進に努めること。

七 環境問題の重要性にかんがみ、本法の制定に伴い、必要な関係法令の見直しを含めた具体的

な施策の的確な実施を図ること。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律案

右

平成五年三月十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に關する法律

(公害対策基本法の廃止)

第一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)は、廃止する。

(環境基準に關する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の公害対策基本法(以下「旧対策法」という。)第九条第一項の規定により定められている基準は、環境基本法(平成五年法律第百号)第十五条第一項の規定により定められた基準とみなす。

(公害防止計画に關する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧対策法第十九條第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定によりされた指示は、環境基本法第十六條第一項の規定により示された基本方針及び同項の規定によりされた指示とみなす。

2 この法律の施行前に旧対策法第十九條第二項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画は、環境基本法第十六條第三項の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計画とみなす。

3 環境基本法第十六条第一項に規定する基本方針

針であつて同法の施行後初めて同法第十四条第三項の規定による閣議の決定がされる日前に策定されるものについては、同法第十六条第二項の規定は、適用しない。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策審議会に関する経過措置)

第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が施行されるまでの間は、なおその効力を有する。

(自然環境保全法の一部改正)

第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本となる事項を定めるとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を総合的に推進し」を「自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこれを継承できるようにし」に改める。

第二条を次のように改める。

(国等の責務)

第二条 国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成五年法律第 号)第三

条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、自然環境の適正な保全を図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。

第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一条

を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 国は、地域の開発及び整備その他の自然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及びその実施に当たつては、自然環境の適正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十一条までを次のように改める。

第六条から第十一条まで 削除

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の三中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

別表第三第一号九の三中「公害対策基本法」を「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

別表第七第一号の表中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「公害対策基本法」を「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

別表第七第一号の表中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「公害対策基本法」を「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第七条 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

第三条から第五条までに定める環境の保全

についての「に」を改める。

第三条中「当つては」を「当たつては」に改め、「自然環境保全法」の下に「(昭和四十七年法律第八十五号)」を加える。

(下水道法の一部改正)

第八条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

(環境事業団法の一部改正)

第九条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第五条の三第二項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

第十一条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律

第百三十二号)第二条第一項を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

第二十四条第一項第一号中「公害対策基本法

第二条第二項を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に改める。

第五十条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第一条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第一条第一項」に改める。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)

第十二条 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条・第二条」を「第一条・第二条の二」に改める。

第一条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

第二章中同条の次に次の一条を加える。

(事業者の負担)

第二条の二 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

第二十条第二号中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同条第三号中

「市町村公害対策審議会」を「市町村環境審議会」に改める。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 この法律の施行の際現に実施されている前条の規定による改正前の公害防止事業費事業者負担法(以下この条において「旧負担法」という。)第二条第二項に規定する公害防止事業は、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業とみなす。

2 旧負担法第二条第二項に規定する公害防止事業であつてこの法律の施行前に旧負担法第六条第一項の費用負担計画が定められているもの並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び旧負担法第九条第一項の規定、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を旧負担法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は旧負担法第十条第一項の規定による通知は、それぞれ、前条の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二条第二項に規定する公害防止事業並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び同法第九条第一項の規定、同条第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十条第二項において準用する場合を含む。)の規定又は同法第十条第一項の規定による通知とみなす。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第十一条第三項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」第二十九条の規定による都道府県公害

対策審議会」を「環境基本法(平成五年法律第号)第四十一条の規定により置かれる都道府県環境審議会」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第十五条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第十五条第一項」に改める。

第二十一条の見出し及び同条第一項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第二項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第四十一条第二項」に、「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(農用地の土壌の汚染防止等に関する法律の一部改正)

第十六条 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第三項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五条第五項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十七条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正」

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正」

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正」

「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正」

政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第二条第三項」に改め、同条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二条第二項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)

第十八条 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第二条第三項」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)

第十九条 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十二條中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十五條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十六條第二項及び第三十一條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第三十九條第二項及び第六十三條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第二十条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第十五条第一項」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第二十一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第号)第十五条第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)

第二十二條 総理府設置法(昭和二十四年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十三條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第号)」に改める。

「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第号)」に改める。

「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第号)」に改める。

「公害対策基本法(昭和四十二年法律第三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第号)」に改める。

る。

第二十四条第一項第一号中「公害対策基本法第二條第二項」を「環境基本法第二條第三項」に改める。

第五十条中「公害対策基本法第二十一條第一項」を「環境基本法第三十條第一項」に改める。  
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年法律第百三十七号第十一條第三項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十九條の規定による都道府県公害対策審議会」を「環境基本法平成五年法律第

号」第四十一條の規定により置かれる都道府県環境審議会」に改める。  
(水質汚濁防止法の一部改正)

第十五条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十五條第一項」に改める。

第二十一條の見出し及び同条第一項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同条第二項中「公害対策基本法第二十九條第二項」を「環境基本法第四十一條第二項」に、「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)  
第十七条 公害の防止に関する事業に係る国の財

政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二條第三項」に改め、同条第二項中「公害対策基本法第十九條第二項」を「環境基本法第十六條第三項」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)

第二十條 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十五條第一項」に改める。  
(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)

第二十一條 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十五條第一項」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)  
第二十三條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改め、同条第六号中「公害対策基本法第九條第一項」を「環境基本法第十五條第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案  
右  
国会に提出する。  
平成五年二月十五日  
内閣総理大臣 宮澤 喜一

農業機械化促進法の一部を改正する法律  
農業機械化促進法(昭和二十八年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等(第五條の二(第五條の四))」を「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入(第五條の二(第五條の八))」に、「(第十七條)」を「(第十七條(第十九條))」に改める。  
第一條中「高性能農業機械」を「高性能農業機械等」に改め、「計画的な」の下に「試験研究、実用化の促進及び」を加える。

第二條に次の三項を加える。

3 この法律において、「高性能農業機械」とは、農作業の効率化又は農作業における身体負担の軽減に資する程度が著しく高く、かつ、農業経営の改善に寄与する農業機械をいう。  
4 この法律において、「農業機械化適応農業資材」とは、肥料、農薬その他の農業資材のうち政令で定めるものであつて、農機具を使用した

農作業を効率的に行うのに必要な性状を有することによつて農業機械化の促進に寄与すると認められるものをいう。

5 この法律において、「高性能農業機械等」とは、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材をいう。

「第一章の二 高性能農業機械導入基本方針等」を「第一章の二 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入」に改める。

第五條の二を次のように改める。  
(高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針)

第五條の二 農林水産大臣は、政令で定めるところにより、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。  
2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械等の開発に関する試験研究の対象とすべき高性能農業機械等、その目標及びその実施方法に関する事項

二 高性能農業機械実用化促進事業(生物系特定産業技術研究推進機構が行う高性能農業機械の開発に関する試験研究の成果の実用化を促進するために必要な技術の確立並びに当該技術に係る設備及び情報の提供を行う事業をいう。以下同じ。)の対象とすべき高性能農業機械、その目標及びその実施方法に関する事項

三 特定高性能農業機械(高性能農業機械のうち農業経営の改善のために計画的に導入を促

進める必要がある農業機械で政令で定めるものをいう。以下同じ。の種類ごとの導入に関する目標及びその導入を効果的に行うために必要な条件に関する事項

四 その他高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、第二項第二号に掲げる事項について通商産業大臣に協議し、かつ、農業機械化審議会の意見を聴かなければならない。

5 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第五條の三の見出しを「(都道府県の導入計画)」に改め、同条第一項中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に、「高性能農業機械導入基本方針」を「基本方針」に、「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改め、同条第二項中「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改め、同項第一号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第三号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」を「特定高性能農業機械を導入する者の備えるべき条件その他特定高性能農業機械」に、「行なう」を「行う」に改め、同項第四号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第五号中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に改め、同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 特定高性能農業機械を使用した農作業の安

全性の確保に関する事項

第五條の三第三項を次のように改める。

3 導入計画の内容は、当該都道府県における農業経営の動向に即して特定高性能農業機械の適切な導入を促進することにより、農業構造の改善に資するものでなければならない。

第五條の三第四項中「高性能農業機械導入計画を定めたときは」を「導入計画を定め、又はこれを変更したときは」に改める。

第五條の四の見出しを「(導入計画と国の援助等)」に改め、同条中「高性能農業機械」を「特定高性能農業機械」に、「行なう」を「行う」に、「高性能農業機械導入計画」を「導入計画」に改める。

第一章の二中第五條の四の次に次の四條を加える。

(実用化促進計画の認定)

第五條の五 基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施しようとする者(基本方針に基づいて高性能農業機械実用化促進事業を実施する法人を設立しようとする者を含む)は、高性能農業機械実用化促進事業に関する計画(以下「実用化促進計画」という)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、当該実用化促進計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 実用化促進計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 高性能農業機械実用化促進事業の内容及び実施時期

二 高性能農業機械実用化促進事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつ

た場合において、その実用化促進計画が、次の各号に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 前項第一号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二 前項第二号に掲げる事項が高性能農業機械実用化促進事業を確実に遂行するために適切であること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定をしようとするときは、通商産業大臣に協議しなければならない。

(実用化促進計画の変更等)

第五條の六 前条第一項の認定を受けた者(その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という)は、当該認定に係る実用化促進計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が認定に係る実用化促進計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という)に従つて高性能農業機械実用化促進事業を行つていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の認定について準用する。

(指導及び助言)

第五條の七 国は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第五條の八 農林水産大臣は、認定事業者に対し、高性能農業機械実用化促進事業の実施状況

について報告を求めることができる。

第十六條各号列記以外の部分中「改良」を「改良等」に、「調査並びに」を「調査等並びに」に改め、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号中「第一号」の下に「及び第三号」を加え、同条を同条第六号とし、同条第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 認定計画に係る高性能農業機械実用化促進事業の実施に必要な資金の出資を行うこと。

三 農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うこと。

第十六條に次の一項を加える。

2 前項第一号に掲げる業務(高性能農業機械の開発に関するものに限る)及び同項第三号に掲げる業務は、基本方針に従つて行うものとする。

第十七條中「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の二條を加える。

第十八條 第五條の八の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第六号の二中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第三百四十九条の三第二十七項中「第十六条第一号又は第二号」を「第十六条第一項第一号又は第四号」に、「同法第十六条第一号」を「同項第一号」に、「同条第二号」を「同項第四号」に改める。

第五百八十六條第二項第二十七号の四及び第七百一条の三十四第三項第十四号中「第十六条第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第七百一条の四十一第一項の表第四号の二中「第十六条第二号」を「第十六条第一項第四号」に改める。

(生物系特定産業技術研究推進機構法の一部改正)

第四条 生物系特定産業技術研究推進機構法(昭和六十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第二十九条第二項中「第十六条」を「第十六条第一項」に改める。

理由

農業を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置を講ずるとともに、当該措置に関する生物系特定

産業技術研究推進機構の業務の追加を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業機械化促進法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
議案の目的及び要旨

一

本法案は、農業就業者の減少、高齢化の進行等我が国農業と農村をめぐる状況が大きく変貌する中で、経営感覚に優れた農業の担い手が夢とやりがいをもって取り組める魅力ある農業づくりを進めていくため、農作業の効率化と労働負担の軽減に資する高性能農業機械等の開発・実用化を促進し、これを農業者が効果的に導入して農業経営の改善を図っていくための所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1

高性能農業機械等に関する基本方針の策定  
高性能農業機械等の開発及び実用化等を促進するため、農林水産大臣は、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針を定めることとする。

2

高性能農業機械導入計画の拡充  
都道府県知事の定める高性能農業機械導入計画の内容を整備拡充し、農作業の安全性の確保に関する事項等を追加すること。

3

高性能農業機械実用化促進事業の創設  
基本方針に基づいて高性能農業機械の実用化を促進するための事業を実施しようとする者は、当該事業に関する計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができることと

すること。

4 生物系特定産業技術研究推進機構の業務の追加

生物系特定産業技術研究推進機構の業務を追加し、認定を受けた計画に係る高性能農業機械の実用化を促進するための事業の実施に必要な資金の出資を行うとともに、農業機械化適応農業資材の開発に関する試験研究及び調査を行うことができることとする。

5

施行期日  
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二

議案の可決理由  
本法案は、農業を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、高性能農業機械及び農業機械化適応農業資材の計画的な試験研究、実用化の促進及び導入に関する措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三

本案施行に要する経費

平成五年度一般会計予算(農林水産省所管)に生物系特定産業技術研究推進機構運営費として九億円、生物系特定産業技術研究推進機構出資金として三億円が計上されている。

右報告する。

平成五年五月十九日

農林水産委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

(別紙)

農業機械化促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が国農業と農村をめぐる状況は、農業就業者の減少、高齢化の進行等厳しい情勢にあり、今後、農業を職業として選択し得る魅力あるものとしていくためには、農業の機械化を一層促進することが急務となっている。

よって政府は、農作業の効率化と労働負担の軽減を図り、もって農業経営の改善に資するため、生物系特定産業技術研究推進機構における試験研究の一層の充実を図るとともに、左記事項の実現に努め、本制度の適切な運用に遺憾なきを期すべきである。

記

一 高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針については、「新政策」との整合性に留意しつつ、その内容が農業機械化の促進を通じて、農業経営の改善に資することを旨として適切に策定すること。

二 高性能農業機械実用化促進事業の実施に当たっては、同機構の出資事業という性格にもかんがみ、事業の実施主体となる実用化促進会社の適切な運営の確保、同会社が行う標準的機械化栽培様式の策定や金型の製造・貸付け等の事業の円滑な推進及びこれら事業の成果の利活用に際しての公益性の確保を図るため、技術的支援等を行うとともに的確な指導に努めること。

三 農業機械の導入による農家負担を軽減し、高性能農業機械の円滑な普及とその効率的利用を促進する観点から、金融並びに税制上の措置の充実及び助成措置の効果的活用を図るとともに

に、農業機械銀行の積極的活用やリース・レンタル方式の推進等利用形態の合理化に努めること。

また、導入後の維持経費の低減を図る観点から、大型トラクターにおける車検期間の延長等についての検討に努めること。

四 農業機械による農作業事故を防止するため、同機構による検査・鑑定、使用者に対する安全対策に関する啓発等の一層の充実を図るとともに、都道府県における導入計画の策定に当たっても、農作業の安全確保に十分配慮した内容となるよう適切な指導に努めること。

五 農業機械の開発、実用化、普及を効果的に推進するため、実用化促進事業における地方公共団体、農業団体、試験研究機関等の参画、協力をもとより関係機関の一層の連携強化に努めること。

右決議する。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案

国会に提出する。

平成五年二月十五日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律

(農用地利用増進法の一部改正)

第一条 農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業経営基盤強化促進法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

(第五条・第六条)

第二節 農地保有合理化法人(第七条―第十一條)

第三章 農業経営改善計画(第十二条―第十四条)

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等(第十五条―第二十七條)

第五章 雑則(第二十八條―第三十七條)

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農

業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十六条中「農業協同組合」の下に「土地改良区を加え、」農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営基盤の強化を促進する」に、「農用地利用増進事業」を「この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十七條とする。

第十五条を削る。

第十四条中「農用地利用増進事業」を「第三十四条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十六條とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「(昭和二十四年法律第九十五号)」を削り、同条を第三十三條とし、同条の次に次の二条を加える。

(資金の貸付け)

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業(第四条第二項第四号に掲げる事業を除く。)に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(都道府県の特別会計)

第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第三十二号)第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該

都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

第十二条中「第七条」を「第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第十一条第一項の認定に係る同項に規定する」を「第二十三条第一項の認定を受けた」に改め、同条を第三十二條とする。

第十一条の三第一項中「以下同じ」を「以下の条において同じ」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「市町村長」を「承認市町村の長」に改め、同条第六項中「第九条第一項の認定を受けた者」を「認定農業者」に改め、同条を第二十七條とし、同条の次に次の章名及び四条を加える。

第五章 雑則

(信託法の特例)

第二十八條 農地信託等事業を行う農地保有合理化法人(以下「信託法人」という。)への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

3 信託法人は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができる。ない。

4 信託法人は、農地信託等事業により委託者に資金を貸し付ける場合は、信託法(大正十一年法律第六十二号)第二十二條第一項本文の規定にかかわらず、その委託者の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第二十九條 信託法人については、信託法第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十

六条、第四十七条及び第五十八条に規定する裁判所の権限は、都道府県知事に属する。

第三十条 信託法人への信託は、信託法第五十六条の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

- 一 信託法人が受託者の任務を辞したとき。
- 二 信託法第四十四条の規定により受託者の任務が終了したとき。
- 三 信託法第四十七条の規定により受託者が解任されたとき。
- 四 信託法人が解散をしたとき、又は第七条第一項の承認の取消しがあつたとき。

第三十一条 信託法第二条、第六条から第八条まで、第十五条、第二十四条から第二十六条まで、第四十一条、第四十二条、第四十五条、第四十八条、第四十九条及び第六十六条から第七十四条までの規定は、信託法人への信託については、適用しない。

第十一条の二の見出し中「促進」を「促進等」に改め、同条中「利用関係」の下に「又は農業経営を、努める」の下に「とともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努める」を加え、同条を第二十六条とする。

第十一条第一項中「第四条第二項第四号」を「第六条第二項第四号ハ」に、「第六条第三項第三号」を「第十八条第三項第三号」に改め、同条第二項第三号中「農作業の共同化その他」を削り、同項第四号中「前二号に掲げる事項の推進のために必要となる」を「認定農業者への」に改め、同条第三項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項第一号中「実施方針」を「基本構想」に改め、同条第六項中「認定に係る同項に規定する」

を「認定を受けた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「取消しに關し」を「取消し、特定農用地利用規程の有効期間その他」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

- 4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。
- 5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 特定農業法人の名称及び住所
  - 二 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標
  - 三 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に關する事項
- 6 承認市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第一号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

- 二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

7 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

第十一条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（勸奨）

第二十四条 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該団体の構成員に対し、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

（課税の特例）

第二十五条 特定農業法人が、特定農用地利用

規程の定めるところに従い、農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることに要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

第十条中「第七条」を「第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（利用権設定等促進事業の推進）

第二十二條 都道府県農業会議は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他の協力を行うよう努めるものとする。

第九条を削る。

第八条中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第二十条とする。

第七条の見出しを「（農用地利用集積計画の公告）」に改め、同条中「市町村」を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第十九条とする。

第六条の見出しを「（農用地利用集積計画の作成）」に改め、同条第一項中「第四条第六項の承認を受けた市町村（以下「承認市町村」という。）」を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第二項中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」

に改め、同条第三項中「農用地利用増進計画は」を「農用地利用集積計画は」に改め、同項第一号中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「実施方針」を「基本構想」に改め、同項第二号中「農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十七項に規定する農業生産法人（以下この号において「農業生産法人」という。）を「農業生産法人」に改め、「ただし、の下に」農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合」を加え、「（昭和二十二年法律第二百三十二号）及び「農地保有合理化法人（農地法第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。以下同じ。）が同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合」を削り、同条第四項中「市町村」を「承認市町村」に、「第九條第五項」を「第十三條第四項」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一條第一項の認定を受けた」を「第二十三條第一項の認定に係る」に、「団体又は」を「団体若しくは」に、「構成員又は」を「構成員若しくは」に改め、「図るため」の下に、「又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする土地改良区が、その地区内の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二條第一項若しくは第八十九條の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図るため」を加え、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同条を第十八條とする。

第五條を削る。  
第四條の前の見出しを「農業経営基盤強化促進事業の実施」に改め、同条第一項を次のように改める。  
承認市町村は、農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業を行うものとする。

第四條第二項から第四項までを削り、同条第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一條の三第一項」を「第二十七條第一項」に、「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に改め、同項を同条第二項とし、同条第六項から第八項までを削り、同条を第十七條とし、同条の前に次の章名を付する。  
第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

第三條を削る。  
第二條第一項を次のように改める。  
この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地（以下「農用地」という。）
  - 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地
  - 三 農業用施設の用に供される土地
  - 四 開発して農用地又は農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地
- 第二條第二項中「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に、「市町村」を「市町村」に改め、同項第一号中「木竹の生育に供され併せて耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地」を「農用地」と改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「前二号」を「前三号」に、「その他農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進する」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「これらの措置を講ずるために必要となる」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

第二條第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七條第一項の承認を受けた法人（以下「農地保有合理化法人」という。）が行う次に掲げる事業をいう。

- 一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）
- 二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者

に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業（以下「農地信託等事業」という。）

三 農地売買等事業により買入れた農用地等を第十二條第一項の認定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二十七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分を当該農業生産法人の組合員又は社員に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第二條を第四條とし、同条の次に次の二章を加える。

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五條 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府

県の区域を分けて定める区域ごとに、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に對する農用地の利用の集積に関する目標

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域（次条第三項において「農業振興地域」という。）の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項

三 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

四 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

五 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合

中央会の意見を聴かなければならない。

六 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

二 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する管農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に對する農用地の利用の集積に関する目標

四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する

損益の算定基準及び決済の方法

(3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあつせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項

三 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）又は民法第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

四 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれ

たものでなければならない。

五 基本構想は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十五条の五の基本構想に即するものでなければならない。

六 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

七 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

第二節 農地保有合理化法人（農地保有合理化事業規程）

第七条 第五号第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「農地保有合理化事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

二 前条第三項の規定により基本構想に定められた者（市町村を除く。）は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、同条第六項の承認を受けた市町村（以下「承認市町村」という。）の長の同意を得なければならない。

三 農地保有合理化事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 第五条第二項第四号ロに規定する法人にあつては基本方針に、前条第三項に規定する者にあつては基本構想に適合するものであること。

二 第十二条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地保有合理化事業を実施すると認められること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る農地保有合理化事業の種類を公告しなければならない。

第八条 農地保有合理化法人は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の変更について、同条第二項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

(報告徴収)  
第九条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人(市町村を

除く。次条第一項及び第十一条第一項において同じ。)に対し、その業務又は資産の状況に關し必要な報告をさせることができる。

(改善命令)  
第十条 都道府県知事は、農地保有合理化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、農地保有合理化法人(市町村及び第五条第二項第四号ロに規定する法人を除く。)に対し、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、承認市町村の長の意見を聴かなければならない。

(承認の取消し)  
第十一条 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七条第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第五条第二項第四号ロ又は第六条第三項に規定する法人でなくなつたとき。

二 農地保有合理化法人が第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 農地保有合理化法人が前条第一項の規定による命令に違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により承認を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

### 第三章 農業経営改善計画

#### (農業経営改善計画の認定)

第十二条 承認市町村の区域内において農業経

営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを承認市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 農業経営の現状

二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

四 その他農林水産省令で定める事項  
3 承認市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

(認定農業者への利用権の設定等の促進)  
第十三条 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の認定を受けた者(以下「認定農業者」という。)から農用地について利用権の設定等を受けた旨の申出があつた場合には、その申出の内容を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人の同意を得て、当該農地保有合理化法人を含めて当該調整を行うものとする。

3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比し著しく劣つていないと認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができる。

4 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを承認市町村の長に対し要請するものとする。

#### (課税の特例)

第十四条 認定農業者(第二十三条第七項の規定により認定農業者とみなされた者を除く。)であつて第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画(以下「認定計画」という。)に従つて新たに農業経営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

#### (資金の貸付け)

第十五条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(研修の実施等)

第十六条 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の作成及びその達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第一条の次に次の二条を加える。

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(農業経営基盤の強化の実施)

第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを目として実施するものとする。

附則に次の二項を加える。

(農林漁業金融公庫等に対する資金の貸付け)

8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要資金について、農林漁業金融公庫及び

沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができ。

9 前項の国の貸付金の償還方法については、政令で定める。

(農地法の一部改正)

第二条 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第七項中「満たして」を「満たしてに改め、同項第一号中「これとあわせ行なう」を「その行なう農業に関する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの、農業と併せ行なう」に、「あわせ行なう農業協同組合法」を「併せ行なう農業協同組合法」に改め、同項第二号中「いづれかであること」の下に「(合名会社又は合資会社にあつては、へに掲げる者の数が社員の総数の四分の一以下であるもの、有限会社にあつては、へに掲げる者の有する議決権の合計が議決権の総数の四分の一以下であり、かつ、へに掲げる者の有する議決権がいずれもその法人の議決権の総数の十分の一以下であるものに限る。)」を加え、同号に次のように加える。

ホ その法人に農業経営基盤強化促進法

(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行つた同項に規定する農地保有合理化法人(農業協同組合を除く。又は農業協同組合若しくは農業協同組合連合会へ、その法人からその法人の事業に係る物

資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの

第三条第一項第四号の三中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同項第七号の二の次に次の一号を加える。

七の三 農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人(以下「農地保有合理化法人」という。)が、省令で定めるところによりあらかじめ農業委員会に届け出て、同項第一号に規定する農地売買等事業(以下「農地売買等事業」という。)の実施によりこれらの権利を取得する場合

第三条第一項第八号中「(以下)を」又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第二号に規定する農地信託等事業(以下これを「行なう農業協同組合が当該」を「行なう農業協同組合又は農地保有合理化法人が信託事業による」に改め、同条第二項ただし書中「事業を行なう」を「事業を行う」に改め、「農地保有合理化促進事業(農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を買い入れ、又は借り受けて、これらの土地を開発して農地とすることが適当な土地についてその開発をした場合にあつては、開発後の農地)を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業をいう。以下同様とする。)」を行なう営利を目的としな

有合理化促進事業の実施により同号に掲げる権利を取得するとき」を削り、同項第二号及び第四号中「行なう」を「行う」に改め、同項第六号及び第七号中「ただし書に規定する政令で定める法人」を「農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改め、同項第八号中「行なう」を「行う」に改める。

第四条第一項第三号の二及び第五条第一項第一号の二中「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

第七条第一項第一号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第九号及び第十号中「行なう」を「行う」に改め、同項第十一号中「行なう農業協同組合」を「行なう農業協同組合又は農地保有合理化法人」に改め、同項第十二号及び第十三号を次のように改める。

十二 農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により借り受けている小作地

十三 農地保有合理化法人が所有し、かつ、農地売買等事業の実施により貸し付けている小作地

第七条第一項第十三号の二中「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改め、同条第三項中「第六号及び第十三号」を「及び第六号」に、「つけて」を「付けて」に改める。

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三〇

第十九条中「六箇月前」を「六月前」に、「一箇月前」を「一月前」に、「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第三条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「させる組合」の下に「(以下「出資組合」という。)」を加え、同条第三項中「あわせ行なう」を「併せ行なう」に、「行なうこと」を「行うこと」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 信託の引受けを行う際その委託をする者の所有に係る農地又は採草放牧地(農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。第十一号の十五の二第一項第二号において同じ。)

第十条第三項第二号中「あわせて」を「併せて」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第五項中「組合員に出資をさせる組合」を「出資組合」に、「あわせ行なう」を「併せ行なう」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に改める。

第二章第二節中第十一号の十五の次に次の二条を加える。

第十一号の十五の二 出資組合は、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、次に掲げる場合には、第十条に規定する事業のほか、農業の経営及びこれに附帯する事業を併せ行うことができる。

一 農地保有合理化法人(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)として同項第四号に掲げる事業を実施する場合

二 農地又は採草放牧地を利用しないで行う場合において、前号に掲げる場合に準ずると認められるとき

出資組合の行う前項の事業に常時従事する者の三分の一以上は、その組合の組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければならない。

第一項の規定により組合が農業の経営を行うには、総組合員(第十六条第一項ただし書に規定する組合員を除く。次項において同じ。)の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

農業協同組合連合会の会員である組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、前項の規定による同意をするには、当該組合の総会に総組合員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。

農業協同組合が、当該農業協同組合を間接に構成する農業協同組合が、当該農業協同組合連合会の農業の経営に関し、当該農業協同組合が属する農業協同組合連合会の総会において議決権を行使する場合においても、同様とする。

第十一号の十五の三 組合が、前条第一項の事業を行おうとするときは、農業経営規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。前項の農業経営規程には、事業の実施方法

に關して省令で定める事項を記載しなければならない。

農業経営規程の変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第十二条第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「事業を行なう」を「事業を行う」に、「これとあわせ行なう」を「その行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業と併せ行なう」に、「のみを行なう」を「のみを行う」に改める。

第十三条第二項中「前項の規定により出資をさせる組合(以下出資組合という。)」を「出資組合」に改める。

第三十三条第一項中「宅地等供給事業実施規程」の下に、「農業経営規程」を加える。

第三十五条第一項中「及び宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第三十八条第二項中「若しくは宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程」に改める。

第四十二条中「ある事業」の下に「(当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。)」を加える。

第四十四条第一項第二号中「及び宅地等供給事業実施規程」を「宅地等供給事業実施規程及び農業経営規程」に改める。

第七十二条の八第一項第二号中「これ」を「その行う農業に關連する事業であつて農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの及び農業」に改める。

第七十二条の十第一項中「農民」を「次に掲げる者(農業経営農事組合法人以外の農事組合法人にあつては、第一号に掲げる者)」に改め、同項に次の各号を加える。

一 農民

二 組合

三 当該農事組合法人に農業経営基盤強化促進法第四条第三項第三号に掲げる事業に係る現物出資を行った農地保有合理化法人(前号に掲げる者を除く。)

四 当該農事組合法人からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者であつて、政令で定めるもの

第七十二条の十第二項中「組合員」を「同項第一号の規定による組合員」に、「なくなり」を「なくなり」に改め、同条第三項中「のうち」の下に「第一項第四号に掲げる者及び」を加え、「こえて」を「超えて」に改める。

第七十二条の十二第四項中「組合員」の下に「(第七十二条の十第一項第一号の規定による組合員に限る。第七十二条の十七第一項において同じ。)」を加える。

第七十三条第四項中「において」の下に「第十六条第一項中「農業協同組合にあつては第十二条第一項第一号の規定による組合員、農業協同組合連合会にあつては同条第二項第一号の規定による会員たる組合の役員」とあるのは「第七十二条の十第一項第一号の規定による組合員」とを加え、「あるのは、」を「あるのは」に改める。

三三三

項まで及び第七項の規定は、この場合について準用する。

3 この法律の施行の際現に増進法第七条の規定による公告があつた農用地利用増進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された増進法第二条第二項第一号の権利は、基盤強化法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画の定めるところによつて設定され、又は移転された基盤強化法第四条第三項第一号の権利とみなす。

4 この法律の施行の際現に増進法第九条第一項の認定を受けている者は、基盤強化法第十二条第一項の認定を受けた者とみなす。

5 この法律の施行前にされた増進法第十一条第一項の認定に係る農用地利用規程は、基盤強化法第二十三条第一項の認定に係る農用地利用規程とみなす。

(農地法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の農地法(以下「旧農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為は、第二条の規定による改正後の農地法(以下「新農地法」という。)第三条第一項の規定又はこの規定に基づく命令の相当規定によつてしたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧農地法第三条第二項ただし書に規定する政令で定める法人(以下「旧農地保有合理化法人」という。)の行う同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業(以下「旧農地保有合理化促進事業」という。)の実施については、次項の規定による場合を除

き、この法律の施行の日から、基盤強化法第五条第二項第四号ロに規定する法人となる旧農地保有合理化法人にあつては同条第一項の規定により同項の基本方針が最初に定められた日、それ以外の旧農地保有合理化法人にあつては基盤強化法第六条第一項の規定により基本構想が最初に定められた日(前条第一項の規定により基本構想とみなされた実施方針にあつては、同条第二項の規定により補充の承認を受けた日)以後三月を経過する日(その日前に基盤強化法第七条第一項の承認を受けた場合には、当該承認のあつた日)までの間は、なお従前の例による。

3 旧農地保有合理化法人が旧農地保有合理化促進事業の実施により借り受けている小作地及び所有し、かつ、旧農地保有合理化促進事業の実施により売り渡し又は交換するまでの同一時貸し付けている小作地については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にされた旧農地法第十五条の二第三項の規定による公示に係る農地又は採草放牧地のその公示に係る買収については、なお従前の例による。

(土地改良法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が行っている土地改良事業の実施及びこの法律の施行の際現に旧農地保有合理化法人が参加している土地改良事業について当該旧農地保有合理化法人が参加する資格については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及びこの法

律の施行後にした行為であつて附則第三条第二項又は前条の規定により従前の例によることとされるものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第二号(二十二)の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「農用地について利用権の設定等を受けようとする者が定める農業経営の規模の拡大を図るための計画」を「農業経営を営み、又は営もうとする者が定める農業経営改善計画」に改める。

別表第三第一号(七十)の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改め、「ところにより」の下に「農業経営基盤強化促進基本方針の作成に関する事務を行い」を加え、「農用地利用増進事業の実施に関する方針」を「農業経営基盤強化促進基本構想及び農地保有合理化法人が定める農地保有合理化事業規程」に改め、同号(七十二)中「共同の敷人」を「土地改良事業に参加する資格を有する者に改める。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第七条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に改める。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第八条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項及び第八条第二項中「農用地利

用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第二条第一項」を「第四条第一項第一号」に、「同条第二項第一号」を「同条第三項第一号」に改める。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)

第九条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十五第一項第三号の二中「農用地利用増進法」を「農業経営基盤強化促進法」に、「第七条」を「第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第二項第二号」を「第四条第三項第一号」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第三項中「農事組合法人」の下に「(農業協同組合法第七十二条の十第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第七十三条の二十七の六の見出し中「農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化事業」に改め、同条第一項中「農地法第三条第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人が当該事業」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が同項第一号に規定する農地売買等事業」に、「又は交換したときは、当該法人」を「若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人」に

改め、同条第二項中「法人が農地保有合理化促進事業」を「農地保有合理化法人が農地売買等事業」に改める。

第七十三条の二十七の七第二項中「農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人」を「農業経営基盤強化促進法第四條第二項に規定する農地保有合理化法人」に改め、同条第三項中「法人」を「農地保有合理化法人」に改める。

第五百八十六條第二項第八号中「農地法第三條第二項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業を行う営利を目的としない法人」を「農業経営基盤強化促進法第四條第二項に規定する農地保有合理化法人」に改める。

附則第十一條第二項中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七條」を「農業経営基盤強化促進法第十九條」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改める。

附則第十一條の五中「法人」を「農地保有合理化法人」に、「農地保有合理化促進事業」を「農地売買等事業」に改める。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 旧農地保有合理化促進事業の実施によつて取得される土地に対して課する不動産取得税については、前条の規定による改正前の地方税法(以下「旧地方税法」という。)第七十三條の二十七の六及び旧地方税法附則第十一條の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧地方税法第七十三條の二十七の六第一項中「当該事業の実施により売り渡し、又は交換したとき」とあるのは「当該事業の実施によ

り売り渡し、若しくは交換したとき、又は農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律による改正後の農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四條第二項第一号に規定する農地売買等事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、若しくは同項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したとき」と、旧地方税法附則第十一條の五第一項中「第七十三條の二十七の六第一項」とあるのは「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十一條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法(以下本条において「旧地方税法」という。)第七十三條の二十七の六第一項」と、「附則第十一條の五第一項」とあるのは「旧地方税法附則第十一條の五第一項」と、同条第二項中「七十三條の二十七の六第一項」とあるのは「旧地方税法第七十三條の二十七の六第一項」とする。

2 前条の規定による改正後の地方税法(以下「新地方税法」という。)第七十三條の二十七の七第二項の規定は、この法律の施行の日以後の同項に規定する換地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に旧農地保有合理化法人が取得した旧地方税法第七十三條の二十七の七第二項に規定する換地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新地方税法第五百八十六條第二項第八号の規定は、この法律の施行の日以後に取得される同号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税について適用し、同日前に旧農

地保有合理化法人が取得した旧地方税法第五百八十六條第二項第八号に規定する土地(同日以後に附則第三條第二項の規定により旧農地保有合理化法人が取得した当該土地を含む。)又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## 理 由

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の目的及び要旨

本案は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、農業経営の目標の明確化、農業経営の改善を図ろうとする者に対する農用地の利用の集積、農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大その他の農業経営基盤の強化のための措置を総合的に講じようとするもので、その主な内

容は次のとおりである。

## 1 農用地利用増進法の一部改正

(一) 法律の名称を農業経営基盤強化促進法に変更すること。

(二) 育成すべき農業経営の明確化

(1) 都道府県知事及び市町村はそれぞれ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本方針及び基本構想を定めること。

(2) 農業者が作成する農業経営改善計画の市町村認定制度を創設すること。

(三) 農業経営基盤強化促進事業の実施

(1) 従来の農用地利用増進事業に農地保有合理化事業の実施を促進する事業等を加え、農業経営基盤強化促進事業に改組すること。

(2) 利用権設定等促進事業の対象に農用地の現物出資を目的とする所有権の移転を追加するほか、換地と一体的に行うことが必要な利用権の設定について土地改良区による農用地利用集積計画(農用地利用増進計画を改称)の策定の申出の仕組みを整備すること。

(3) 農用地利用規程において、地域の農用地の利用を集積して適切に管理し、有効利用する農業生産法人(特定農業法人)を明確化する制度を創設すること。

(四) 農地保有合理化法人の活動の充実  
農地保有合理化法人制度を本法に位置付けるとともに、事業内容として、農用地の売買、貸借事業に加え、次の事業を追加すること。

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三四

(1) 離農希望者所有農用地の信託の引受けと委託者に対する農地価格の一定割合の無利子貸付けを行う事業（農地信託等事業）

(2) 農業生産法人に対する農用地の現物出資と構成員への持分分割譲渡を行う事業（農業生産法人出資成事業）

(3) 農地保有合理化法人の有する農用地の中間保有機能を活用した新規就農者研修等の事業（研修等事業）

2 農地法の一部改正

農業生産法人の事業及び構成員の範囲の拡大等を行うこと。

3 農業協同組合法の一部改正

(一) 農事組合法人の事業及び組合員の範囲の拡大を行うとともに、農業協同組合の組合員資格の見直しを行うこと。

(二) 農地保有合理化法人たる農業協同組合の研修等事業の実施等に必要な農業経営に関する規定の整備を行うこと。

4 土地改良法の一部改正

農業生産法人等による土地改良事業の一人施行方式を導入すること。

5 農林漁業金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の一部改正

農地の利用集積に寄与する農地の改良又は造成に必要な資金に係る無利子貸付けを行うことができるものとする。

6 農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正

農地保有合理化措置に係る資金の貸付けを

経理するため、歳入歳出規定を整備すること。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、農業経営基盤の強化を図る措置としておおむね妥当と認めるが、市町村は、農業経営改善計画の認定について、地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする旨の規定を追加する等の修正をすることを適当と認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成五年度農業経営基盤強化措置特別会計予算（農林水産省所管）に農地保有合理化促進対策資金貸付金として六十三億円が計上されている。

右報告する。

平成五年五月十九日

農林水産委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

（小字は修正）

（農用地利用増進法の一部改正）

第一条 農用地利用増進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

農業経営基盤強化促進法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第四条）

第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想（第五条・第六条）

第二節 農地保有合理化法人（第七条―第十一条）

第三章 農業経営改善計画（第十二条―第十四条）

第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等（第十五条―第二十七条）

第五章 雑則（第二十八条―第三十七条）

附則

第一章 総則

第一条を次のように改める。

（目的）

第一条 この法律は、我が国農業が国民経済の発展と国民生活の安定に寄与していくためには、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立することが重要であることにかんがみ、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用の集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講ずることにより、農

業の健全な発展に寄与することを目的とする。

第十六条中「農業協同組合」の下に「土地改良区」を加え、「農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営基盤の強化を促進する」に、「農用地利用増進事業」を「この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十七条とする。

第十五条を削る。

第十四条中「農用地利用増進事業」を「第三十四条第一項に規定するもののほか、この法律に基づく措置」に改め、同条を第三十六条とする。

第十三条第一項中「第十一条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条第二項中「昭和二十四年法律第九十五号」を削り、同条を第三十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（資金の貸付け）

第三十四条 国は、都道府県が農地保有合理化法人に対し、その行う農地保有合理化事業（第四条第二項第四号に掲げる事業を除く。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける事業を行うときは、当該都道府県に対し、当該事業に必要な資金の額の三分の二以内の額を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国又は都道府県の貸付金の償還方法については、政令で定める。

（都道府県の特別会計）

第三十五条 前条第一項の規定により国から資金の貸付けを受けて同項の事業を行う都道府県は、その経理を農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第十八条第一項の規定により設置する特別会計において併せて行うことができる。この場合においては、当該

都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行うものとする。

第十二条中「第七条」を「第十九条」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第十一条第一項の認定に係る同項に規定する」を「第二十三条第一項の認定を受けた」に改め、同条を第三十二条とする。

第十一条の三第一項中「以下同じ」を「以下の条において同じ」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「市町村長」を「承認市町村の長」に改め、同条第六項中「第九条第一項の認定を受けた者」を「認定農業者」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の章名及び四条を加える。

#### 第五章 雑則

##### (信託法の特例)

第二十八条 農地信託等事業を行う農地保有合理化法人（以下「信託法人」という。）への農用地等の信託の委託者は、受益者となり、信託の利益の全部を享受する。

2 信託法人は、他の者と共同して信託の引受けをすることができない。

3 信託法人は、その引き受けた信託に係る事務を他の者に委託して処理させることができる。

4 信託法人は、農地信託等事業により委託者に資金を貸し付ける場合は、信託法（大正十一年法律第六十二号）第二十二条第一項本文の規定にかかわらず、その委託者の信託財産につき抵当権を取得することができる。

第二十九条 信託法人については、信託法第二十二條第一項ただし書、第二十三條、第四十

六条、第四十七條及び第五十八條に規定する裁判所の権限は、都道府県知事に属する。

第三十条 信託法人への信託は、信託法第五十六條の規定によるほか、次に掲げる場合に終了する。

一 信託法人が受託者の任務を辞したとき。  
二 信託法第四十四條の規定により受託者の任務が終了したとき。

三 信託法第四十七條の規定により受託者が解任されたとき。

四 信託法人が解散をしたとき、又は第七條第一項の承認の取消しがあつたとき。

第三十一条 信託法第二條、第六條から第八條まで、第十五條、第二十四條から第二十六條まで、第四十一條、第四十二條、第四十五條、第四十八條、第四十九條及び第六十六條から第七十四條までの規定は、信託法人への信託については、適用しない。

第十一條の二の見出し中「促進」を「促進等」に改め、同条中「利用関係」の下に「又は農業経営」を、「努める」の下に「とともに、農業従事者の養成及び確保の円滑化に努める」を加え、同条を第二十六條とする。

第十一條第一項中「第四條第二項第四号」を「第六條第二項第四号」に、「第六條第三項第三号」を「第十八條第三項第三号」に改め、同条第二項第三号中「農作業の共同化その他」を削り、同項第四号中「前二号に掲げる事項の推進のために必要となる」を「認定農業者への」に改め、同条第三項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項第一号中「実施方針」を「基本構想」に改め、同条第六項中「認定に係る同項に規定する」

を「認定を受けた」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「取消しに關し」を「取消し、特定農用地利用規程の有効期間その他」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「市町村」を「承認市町村」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項の次に次の四項を加える。

4 第一項に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）を、当該特定農業法人の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

5 前項の規定により定める農用地利用規程においては、第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。  
一 特定農業法人の名称及び住所  
二 特定農業法人に対する農用地の利用の集積の目標  
三 特定農業法人に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項  
6 承認市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき

でなければ、第一項の認定をしてはならない。

一 前項第二号に掲げる目標が第二項第一号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

7 第五項各号に掲げる事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）を定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は認定計画とみなす。

第十一條を第二十三條とし、同條の次に次の二條を加える。

##### (勸奨)

第二十四條 特定農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を行う団体は、その実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該団体の構成員に対し、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

## (課税の特例)

第二十五条 特定農業法人が、特定農用地利用規程の定めるところに従い、農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けることに要する費用の支出に充てるための準備金を積み立てた場合には、租税特別措置法で定めるところにより、特別の措置を講ずるものとする。

第十條中「第七條を」第十九條に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同條を第二十一條とし、同條の次に次の一條を加える。

## (利用権設定等促進事業の推進)

第二十二條 都道府県農業会議は、利用権設定等促進事業の推進に資するため広域の見地から農用地の利用関係の調整を行う必要があると認められる場合には、関係農業委員会に対し、他の市町村における農用地の保有及び利用の現況、効率的かつ安定的な農業経営の指標等に関する資料及び情報の提供その他の協力を行うように努めるものとする。

## 第九條を削る。

第八條中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同條を第二十條とする。

第七條の見出しを「(農用地利用集積計画の公告)」に改め、同條中「市町村」を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同條を第十九條とする。

第六條の見出しを「(農用地利用集積計画の作成)」に改め、同條第一項中「第四條第六項の承認を受けた市町村(以下「承認市町村」という。))」を「承認市町村」に、「農用地利用増進計画」を

「農用地利用集積計画」に改め、同條第二項中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同條第三項中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同項第一号中「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「実施方針」を「基本構想」に改め、同項第二号中「農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第二條第七項に規定する農業生産法人(以下この号において「農業生産法人」という。))」を「農業生産法人」に改め、「ただし、の下に「農地保有合理化法人が農地保有合理化事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合、」を加え、「昭和二十二年法律第三百三十二号)及び、農地保有合理化法人(農地法第三條第二項ただし書に規定する政令で定める法人をいう。以下同じ。が同項ただし書に規定する農地保有合理化促進事業の実施によつて利用権の設定等を受ける場合」を削り、同條第四項中「市町村」を「承認市町村」に、「第九條第五項を」第十三條第四項に、「農用地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に改め、同條第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一條第一項の認定を受けた」を「第二十三條第一項の認定に係る」に、「団体又は」を「団体若しくは」に、「構成員又は」を「構成員若しくは」に改め、「図るため」の下に「又は当該市町村の区域の全部若しくは一部をその地区の全部若しくは一部とする土地改良区が、その地区内の土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二條第一項若しくは第八十九條の二第一項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まつて農用地の利用の集積を図るため」を加え、「農用地利用増進計

画」を「農用地利用集積計画」に改め、同條を第十八條とする。

## 第五條を削る。

第四條の前の見出しを「(農業経営基盤強化促進事業の実施)」に改め、同條第一項を次のように改める。

承認市町村は、農業経営基盤強化促進事業の趣旨の普及を図るとともに、基本構想に従い農業経営基盤強化促進事業を行うものとする。

第四條第二項から第四項までを削り、同條第五項中「市町村」を「承認市町村」に、「第十一條の三第一項を」第二十七條第一項に、「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に改め、同項を同條第二項とし、同條第六項から第八項までを削り、同條を第十七條とし、同條の前に次の章名を付する。

## 第四章 農業経営基盤強化促進事業の実施等

## 第三條を削る。

第二條第一項を次のように改める。

この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。

一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。)

二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地

三 農業用施設の用に供される土地

される土地とすることが適当な土地

第二條第二項中「農用地利用増進事業」を「農業経営基盤強化促進事業」に、「市町村」を「市町村」に改め、同項第一号中「木竹の生育に供され併せて耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地、農業用施設の用に供される土地又は開発して農用地若しくは農業用施設の用に供される土地とすることが適当な」を「第一項第二号から第四号までに掲げる」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に、「その他農用地の農業上の利用の増進を図る」を「農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業その他農業経営基盤の強化を促進する」に改め、同項を同項第四号とし、同項第二号中「これらの措置を講ずるために必要となる」を削り、同項を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一を加える。

二 農地保有合理化事業の実施を促進する事業

第二條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一を加える。

2 この法律において「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、この法律で定めるところにより、第七條第一項の承認を受けた法人(以下「農地保有合理化法人」という。))が行う次に掲げる事業をいう。

一 農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業(以下「農地売買等事業」という。)

二 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の貸付けを行う事業（以下「農地信託等事業」という。）

三 農地売買等事業により買い入れた農用地等を第十二条第一項の規定に係る農業経営改善計画に従つて設立され、又は資本を増加しようとする農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）に対し現物出資し、及びその現物出資に伴い付与される持分を当該農業生産法人の組合員又は社員に計画的に分割して譲渡する事業

四 農地売買等事業により買い入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行い、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業

第二条を第四条とし、同条の次に次の二章を加える。

## 第二章 農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等

第一節 農業経営基盤強化促進基本方針及び農業経営基盤強化促進基本構想

（農業経営基盤強化促進基本方針）

第五条 都道府県知事は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、都道府県の区域又は自然的経済的社会的諸条件を考慮して都道府県の区域を分けて定める区域ごとに、〇次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

二 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

四 効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な次に掲げる事項

イ 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

ロ 都道府県の区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された農業振興地域（次条第三項において「農業振興地域」という。）の区域内に限る。）を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で農林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項

3 基本方針は、農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

4 都道府県知事は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

5 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県農業会議及び都道府県農業協同組合中央会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営基盤強化促進基本構想）

第六条 市町村は、政令で定めるところにより、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を定めることができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

二 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する農業の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

三 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

四 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

イ 利用権設定等促進事業に関する次に掲げる事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

(2) 設定され、又は移転される利用権の存続期間又は残存期間に関する基準並びに当該利用権が賃借権である場合における借賃の算定基準及び支払の方法並びに当該利用権が農業の経営の委託

を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合における農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法

(3) 移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分の付与を含む。第十八条第二項第五号において同じ。）の方法

ロ 前条第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人が行う農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

ハ 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

ニ 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせん促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

ホ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

ヘ その他農林水産省令で定める事項

3 基本構想においては、前項各号に掲げる事項のほか、市町村の区域（農業振興地域の区域内に限る。）の全部又は一部を事業実施地域として農地保有合理化事業を行う市町村、農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）又は民法第三十四条の規定により設立された法人で農

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

三八

林水産省令で定める要件に該当するものに関する事項を定めることができる。

4 基本構想は、基本方針に即するとともに、前条第三項に規定する計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 基本構想は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の基本構想に即するものでなければならない。

6 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 市町村は、基本構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

## 第二節 農地保有合理化法人（農地保有合理化事業規程）

第七條 第五條第二項第四号ロの規定により基本方針に定められた法人又は前条第三項の規定により基本構想に定められた者は、農地保有合理化事業の全部又は一部を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農地保有合理化事業の実施に関する規程（以下「農地保有合理化事業規程」という。）を定め、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定により基本構想に定められた者（市町村を除く。）は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ、同条第六項の承認を受けた市町村（以下「承認市町村」という。）の長の同意を得なければならない。

3 農地保有合理化事業規程においては、事業の種類及び事業の実施方法に関して農林水産省令で定める事項を定めるものとする。

4 都道府県知事は、農地保有合理化事業規程の内容が、次に掲げる要件に該当するものであるときは、第一項の承認をするものとする。

一 第五條第二項第四号ロに規定する法人にあつては基本方針に、前条第三項に規定する者にあつては基本構想に適合するものであること。

二 第十二條第一項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従つて行う農業経営の改善に資するよう農地保有合理化事業を実施すると認められること。

三 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

5 都道府県知事は、第一項の承認を行つたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び当該承認に係る農地保有合理化事業の種類を公告しなければならない。

第八條 農地保有合理化法人は、農地保有合理化事業規程の変更又は廃止をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 前条第二項、第四項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の変更について、同条第二項及び第五項の規定は農地保有合理化事業規程の廃止について準用する。

## （報告徴収）

第九條 都道府県知事は、農地保有合理化事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、農地保有合理化法人（市町村を除く。）次条第一項及び第十一條第一項において同じ。）に対し、その業務又は資産の状況に關し必要な報告をさせることができる。

## （改善命令）

第十條 都道府県知事は、農地保有合理化事業の運営に關し改善が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、農地保有合理化法人（市町村及び第五條第二項第四号ロに規定する法人を除く。）に対し、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、承認市町村の長の意見を聴かなければならない。

## （承認の取消し）

第十一條 都道府県知事は、農地保有合理化法人が次の各号のいずれかに該当するときは、第七條第一項の規定による承認を取り消すことができる。

一 農地保有合理化法人が第五條第二項第四号ロ又は第六條第三項に規定する法人でなくなつたとき。

二 農地保有合理化法人が第九條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 農地保有合理化法人が前条第一項の規定による命令に違反したとき。

取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

## 第三章 農業経営改善計画

### （農業経営改善計画の認定）

第十二條 承認市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを承認市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

#### 一 農業経営の現状

二 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標

三 前号の目標を達成するためとるべき措置

四 その他農林水産省令で定める事項

3 承認市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであることその他の農林水産省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

4 承認市町村は、農業経営改善計画の認定について、その趣旨の普及を図るとともに、農用地を保有し、又は利用する者その他の地域の関係者の理解と協力を得るよう努めるものとする。

#### （認定農業者への利用権の設定等の促進）

第十三條 承認市町村の農業委員会は、前条第一項の認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）から農用地について利用権の設定等を

受けた旨の申出があつた場合には、その申出の内容を勘案して農用地の利用関係の調整に努めるものとする。

2 農業委員会は、前項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため農地保有合理化事業の実施が必要であると認めるときは、農地保有合理化法人の同意を得て、当該農地保有合理化法人を含めて当該調整を行うものとする。

3 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農用地の利用の程度に比し著しく劣つてしていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)に対し、利用権の設定等を行うよう勧奨することができるとする。

4 農業委員会は、第一項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、第十八条第二項各号に掲げる事項を示して農用地利用集積計画を定めるべきことを承認する市町村の長に対し要請するものとする。

(課税の特例)

第十四条 認定農業者(第二十三条第七項の規定により認定農業者とみなされた者を除く。)であつて第十二条第一項の認定に係る農業経営改善計画(以下「認定計画」という。)に従つて新たに農業経営を営み、又は農業経営の規模を拡大したものは、租税特別措置法(昭和

三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができるとする。

(資金の貸付け)

第十五条 農林漁業金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、認定農業者が認定計画に従つて行う農業経営の改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。

(研修の実施等)

第十六条 国、地方公共団体及び農業に関する団体は、認定計画の作成及びその達成のために必要な経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

第一条の次に次の二条を加える。

(責務)

第二条 国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な農業経営の育成に資するよう農業経営基盤の強化を促進するため、農業生産の基盤の整備及び開発、農業経営の近代化のための施設の導入、農業に関する研究開発及び技術の普及その他の関連施策を総合的に推進するよう努めなければならない。

(農業経営基盤の強化の実施)

第三条 農業経営基盤の強化を促進するための措置は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し、農用地を保有し、又は利用する者の農業経営に関する意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮し、かつ、農業者又は農業に関する団体が地域の農業の振興を

図るためにする自主的な努力を助長することを目として実施するものとする。

附則に次の二項を加える。

(農林漁業金融公庫等に対する資金の貸付け)

8 国は、当分の間、農用地の改良又は造成で効率的かつ安定的な農業経営を営み、又は営むと見込まれる者に対する農用地の利用の集積に寄与するものとして政令で定めるものに必要な資金について、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う無利子の貸付けに要する資金の財源に充てるため、農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫に対し、無利子で、必要な資金の貸付けをすることができるとする。

9 前項の国の貸付け金の償還方法については、政令で定める。

(別紙)

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

最近の我が国農業・農村は、先進国に例を見ない食料自給率の低下、農業労働力の減少と高齢化、耕作放棄地の増大等その健全な発展を図る上で極めて憂慮すべき事態に直面している。

このため、今後の農政の推進に当たっては、新たな視点に立って食料自給力の維持・強化を図るとともに、効率性のみでなく、農業・農村の有する多面的な役割を明確に位置付け、農業者が自信と誇りをもって農業と農村の活性化に取り組める施策の展開を図ることが喫緊の課題となつて

いる。よつて政府は、新農政推進に必要な施策を早急に整備するとともに、本法の運用に当たっては、

左記事項の実現に努め、農業構造の改善等の促進に遺憾なきを期すべきである。

記

一 本法等の推進に当たっては、新政策で示された望ましい経営体における主たる従事者が他産業並みの労働時間で他産業従事者と遜色のない所得の確保ができるよう、構造政策の促進とともに価格政策の適正な運用を図ること。

二 望ましい経営体の着実な実現に向け、農業後継者等の青年農業者の育成とその安定的確保を図るため、これらの者の就業に当たっては、金融支援等の助成措置、営農指導の充実、研修体制の整備、情報提供に係る施策を一層強化すること。

三 農地流動化施策の推進に当たっては、規模拡大志向農家に対する支援措置と併せ、高齢農家や安定的兼業農家等の位置付けを明確にし、これら農家を含め地域全体としてメリットを享受できるように措置を講ずること。

四 構造政策の推進に当たっては、転用許可制度の厳正な運用や土地利用区分の明確化等による優良農地の確保と併せ、適正な農地価格の形成に努めるとともに、耕作放棄地の解消を図る施策の充実を図ること。

五 環境に配慮した持続可能な農業の展開が世界的な課題となつていくことにかんがみ、環境保全型農業の推進に必要な各種施策を充実すること。

六 市町村が農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を策定するに当たっては、関係者の意見を幅広く聴取し、地域の特性に即した農業構造・経営目標等が設定されるよう指導すること。

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案及び同報告書 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案及び同報告書

四〇

七 農業経営改善計画の認定制度の運用に当たっては、地域関係者の自主的な取組みを基本とするとともに、農業委員会、農業協同組合、農業改良普及所等の協力体制の確立を図ること。

八 農地保有合理化法人の業務が適切かつ円滑に実施されるよう、農地銀行活動事業等との連携強化を図ること。

九 農業経営の法人化を促進するため、法人の設立、その法人の従事者による段階的な持分の取得を含む運営等について、助言、指導その他の支援措置を整備すること。

十 法人化や規模拡大等の推進に当たり必要となる雇用労働力については、雇用労働者に対する福祉の増進を図る等その安定的確保に資する所要の指導を行うこと。

十一 農業生産法人の事業及び構成員に係る要件の緩和については、これが農外資本による実質的な経営支配や農地取得等を招来することのないよう適切な指導を行うとともに、農業委員会等による監視体制の強化を図ること。

また、新たに構成員として参入し得る企業の範囲については、真に農業生産法人の事業の円滑化に寄与するものに限定すること。

十二 農地の流動化の促進とその集団化を図る基盤的条件を整備するため、農業基盤整備事業の円滑な推進に努めること。

また、第四次土地改良長期計画の推進に当たっては、農地利用の集積に資するような事業展開に努めること。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案  
右  
国会に提出する。

平成五年三月十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律  
(目的)

第一条 この法律は、特定農山村地域について、地域における創意工夫を生かしつつ、農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備を促進するための措置を講ずることにより、地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図り、もって豊かで住みよい農山村の育成に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「特定農山村地域」とは、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況、農林業従事者数等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で定める要件に該当するものをいう。

2 この法律において「農林地等」とは、次に掲げる土地をいう。

- 一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の事業のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。)及び開発して農用地とすることが適当な土地
- 二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に

供される土地(農用地及び次号に規定する林地を除く。)

三 木竹の集約的な生育に供される土地(主として農用地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地を除く。以下「林地」という。)及び林地とすることが適当な土地

四 次項第二号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供される土地及び開発して農林業等活性化基盤施設の用に供されることが適当な土地

五 前各号に掲げる土地のほか、これらの土地との一体的な利用に供されることが適当な土地

3 この法律において「農林業等活性化基盤整備促進事業」とは、この法律で定めるところにより、市町村が行う次に掲げる事業をいう。

一 次に掲げる農林業その他の事業の活性化を図るための措置の実施を促進する事業

イ 新規の作物の導入その他生産方式の改善による農業経営(食用きのこその他の林産物の生産を併せ行うものを含む。以下同じ。)の改善及び安定に関する措置

ロ 農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置

ハ 需要の開拓、新商品の開発その他の地域特産物の生産及び販売に関する措置

ニ 都市住民の農林業の体験その他の都市等との地域間交流に関する措置

ホ その他地域における就業機会の増大に寄与する措置

二 前号に掲げる措置を実施するために必要な

農業用施設、林業用施設その他主務省令で定める施設(以下「農林業等活性化基盤施設」という。)の整備を促進する事業

三 農林地(農用地及び林地をいう。以下同じ。)の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保及び農林業等活性化基盤施設の円滑な整備の促進を図るため、農林地等を対象として、所有権の移転又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利の設定若しくは移転(以下「所有権の移転等」という。)を促進する事業(以下「農林地所有権移転等促進事業」という。)

四 農林業その他の事業を担うべき人材の育成及び確保その他農林業その他の事業の活性化を促進するために必要な事業

4 主務大臣は、第一項の政令で定める要件に該当する特定農山村地域を公示するものとする。

5 主務大臣は、第三項第二号の主務省令を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。

(特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業の原則)

第三条 特定農山村地域における農林業等活性化基盤整備促進事業は、地域の農林業その他の事業に従事する者又はその組織する団体が地域の特性に即した農林業その他の事業の振興を図るためにする自主的な努力を助長し、かつ、地域住民の生活の向上を図られること並びに農林業の振興並びに農用地及び森林の保全を通じて国土及び環境の保全等の機能が十分発揮されることを旨として実施するものとする。

(農林業等活性化基盤整備計画)  
第四条 その全部又は一部の区域が特定農山村地

域である市町村は、当該特定農山村地域における農林業その他の事業の活性化のための基盤の整備に関する計画（以下「基盤整備計画」という。）を作成することができる。

2 基盤整備計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林業その他の事業の活性化の目標  
二 農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に關する事項

三 農林業生産の基盤の整備及び開発並びに産業の振興を図るために必要な道路その他の公共施設の整備であつて、農林業等活性化基盤整備促進事業に關連して実施されるものに関する事項

四 その他主務省令で定める事項  
前項第二号に掲げる事項のうち農林地所有権移転等促進事業に係るものにおいては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 農林地所有権移転等促進事業の実施に關する基本方針

二 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法

三 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間又は残存期間に關する基準並びに当該設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法

四 その他農林水産省令で定める事項

4 市町村は、前項第二号及び第三号に規定する算定基準を定めようとする場合には、適正な地価の形成が図られるよう配慮するものとする。

5 基盤整備計画は、過疎地域活性化計画、山村振興計画、農業振興地域整備計画その他の法律の規定による地域振興に關する計画、地域森林計画その他の法律の規定による森林の整備に關する計画及び都市計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第五項の基本構想に即したものでなければならぬ。

6 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを變更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、第二号に掲げる事項について、都道府県知事の承認を受けなければならない。

7 市町村は、基盤整備計画を作成し、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（農業経営の改善及び安定のための計画の認定）  
第五条 基盤整備計画を作成した市町村（以下「計画作成市町村」という。）は、農業者の組織する団体から、農林水産省令で定めるところにより、その作成した新規の作物の導入その他生産方式の改善による当該団体の構成員の農業経営の改善及び安定を図るための措置の実施並びに当該措置の実施に必要な施設（農林水産省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）の整備に關する計画が適當である旨の認定の申請があつた場合において、その計画が、基盤整備計画に即したものであること、その計画に従つて農業経営の改善及び安定を図ろうとする構成員（以下「参加構成員」という。）の農業経営の改善及び安定を図る上で有効かつ適切であることその他農林水産省令で定める基準に適合するものとする。

であるとき、その計画が適當である旨の認定をするものとする。

（資金の確保）

第六条 国及び都道府県は、前条の認定を受けた団体及びその参加構成員が当該認定に係る計画に従つて同条の措置を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

（農林業等活性化基盤施設設置事業計画の認定）  
第七条 計画作成市町村は、農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の設置に係る事業を行うおととする者から、主務省令で定めるところにより、その作成したその事業に關する計画（以下「事業計画」という。）が適當である旨の認定の申請があつた場合において、その事業計画が基盤整備計画に即したものであることその他主務省令で定める基準に適合するものであると認めるときは、その事業計画が適當である旨の認定をするものとする。

（所有権移転等促進計画の作成等）  
第八条 計画作成市町村は、第五条の認定を受けた団体若しくはその参加構成員又は前条の認定を受けた者から第五条の認定に係る計画又は前条の認定に係る事業計画に従つて農林地等について所有権の移転等を受けたい旨の申出があつた場合において必要があるときその他農林地所有権移転等促進事業を行おうとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会

の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めるものとする。

2 所有権移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有権の移転等を受ける者の氏名又は名称

及び住所

二 前号に規定する者が所有権の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について所有権の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権、賃借権又は使用貸借による権利の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに当該設定又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合に於ては地代又は借賃及びその支払の方法

六 その他農林水産省令で定める事項  
3 所有権移転等促進計画は、次に掲げる要件に該當するものでなければならない。

一 所有権移転等促進計画の内容が基盤整備計画に適合するものであること。

二 所有権移転等促進計画において、次に掲げる所有権の移転等のいずれかが定められていること。

イ 農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用を確保するため行ふ農林地についての地目変換（農用地間又は林地間における地目変換を除く。）を伴う所有権の移転等（ロに該當するものを除く。）

ロ 農林業等活性化基盤施設（特定施設を除く。）の整備を図るため行ふ農林地等につい

ての所有権の移転等及びこれと併せ行う当該所有権の移転等を円滑に推進するために必要な農林地についての所有権の移転等

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

四 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が、当該土地に係る農業振興地域整備計画、都市計画その他の土地利用に関する計画に適合すると認められ、かつ、当該土地の位置及び規模並びに周辺の土地利用の状況からみて、当該土地を当該利用目的に供することが適当であると認められること。

五 前項第一号に規定する者が、次に掲げる要件を備えていること。

イ 前項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地であり、かつ、当該農用地に係る同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農用地の用に供するためのものである場合にあっては、農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項の規定により同条第一項の許可をすることができない者に該当しないこと。

ロ 前項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的が農林業等活性化基盤施設の用に供するためのものである場合にあっては、第五条の規定を受けた団体若しくはその参加構成員(当該認定に係る計画に従って特定施設を設置する者に限る)、前条の認定

を受けた者又は地方公共団体その他の基盤整備計画に即して農林業等活性化基盤施設(特定施設を除く。)を適正かつ確実に整備することができると認められる者として主務省令で定める者であること。

ハ イ及びロ以外の場合にあっては、所有権の移転等が行われた後において、前項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められる者であること。

4 計画作成市町村は、第一項の規定により所有権移転等促進計画を定めようとする場合において、当該所有権移転等促進計画が次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、当該所有権移転等促進計画について、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、都道府県知事の承認を受けなければならない。

一 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が農用地(当該農用地に係る所有権の移転等の内容が農地法第五条第一項本文に規定する場合に該当するものに限る。)であること。

二 第二項第二号に規定する土地の全部又は一部が、市街化調整区域(都市計画法(昭和四十四年法律第百号)第七条第一項の規定による市街化調整区域をいう。)内にあり、かつ、所有権の移転等が行われた後において、農林業等活性化基盤施設の用に供されることとなること(同法第二十九条又は同法第四十三條第一項の規定による許可を要する場合に限る。)

5 都道府県知事は、前項第一号に掲げる要件に該当する所有権移転等促進計画について同項の

承認をしようとするときは、あらかじめ、都道府県農林業会議の意見を聴かなければならない。(所有権移転等促進計画の公告)

第九條 計画作成市町村は、所有権移転等促進計画を定めたときは、農林水産省令、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 計画作成市町村は、前項の規定による公告をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。ただし、前条第四項の承認を受けた所有権移転等促進計画について前項の規定による公告を行う場合については、この限りでない。(公告の効果)

第十條 前条第一項の規定による公告があったときは、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、若しくは移転する。(登記の特例)

第十一條 第九條第一項の規定による公告があった所有権移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。(森林組合法の特例)

第十二條 市町村は、基盤整備計画において第四條第二項第二号に掲げる事項を定めるに当たり、特定農山村地域における農用地の保全のため必要があると認めるときは、同号に掲げる事項に係る農用地及び森林の保全及び農林業上の利用の確保に関する措置として、森林組合が特

定農山村地域において委託を受けて農作業を行う事業を実施する旨を、当該森林組合の同意を得て、定めることができる。

2 当該森林組合は、当該市町村が第四條第六項の承認を受けたときは、森林組合法(昭和五十二年法律第三十六号)第九條第一項、第二項及び第七項に規定する事業のほか、前項に規定する事業を実施することができる。

(農業協同組合及び森林組合の連携)  
第十三條 基盤整備計画に係る特定農山村地域の全部又は一部とする農業協同組合及び森林組合は、当該基盤整備計画の円滑な実施が促進されるよう、農作業又は森林施業の受託等による農用地及び森林の保全、地域特産物の販売又は加工等に関し、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

(土地改良法の特例)  
第十四條 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十二條第一項の規定により、同法第二條第二項に規定する土地改良事業の施行に係る地域(対象地域内の区域に限る。以下「対象施行地域」という。)につき、換地計画を定める場合には、対象施行地域内で農業と併せて林業を営む者の林業経営上必要な施設であつて、その者の経営の安定を図り、もつて農業構造の改善を図るために必要で欠くことができない施設として基盤整備計画に定められたもの(政令で定める要件に適合するものに限る。)を同法第五十三條の三第一項第二号に掲げる施設とみなして、同法の規定を適用する。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる規定により、対象施行地域につき換地計画を定める場合について準用する。

一 農林水産大臣又は都道府県知事 土地改良法第八十九条の二第二項

二 市町村 土地改良法第九十六条の四において準用する同法第五十二条第一項

(課税の特例)

第十五条 対象地域内において、第七条の認定を受けた者（地方公共団体の出資又は拠出に係る法人に限る。）が当該認定に係る事業計画に従って設置した農林業等活性化基盤施設については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、特別償却をすることができ。

(地方税の不均一課税に伴う措置)

第十六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、対象地域内において第七条の認定に係る事業計画に従って農林業等活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものを設置した者（自治省令で定める要件に該当する者に限る。）について、当該施設の用に供する家屋若しくはこれらの敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する家屋若しくは構築物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当すると認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における

基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(国等の援助)

第十七条 国及び地方公共団体は、基盤整備計画の達成に資するため、基盤整備計画の実施に必要な事業を行う者等に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

(地方債の特例等)

第十八条 計画作成市町村が、第七条の認定を受けた者のうち自治省令で定めるものが当該認定に係る事業計画に従って行おうとする農林業等活性化基盤施設のうち自治省令で定めるものの設置又は当該施設の用に供する土地の取得若しくは造成に係る経費について出資、補助その他の助成を行おうとする場合において、当該助成に要する経費であつて地方財政法（昭和二十三年法律第九十九号）第五条第一項各号に規定する経費に該当しないものは、同項第五号に規定する経費とみなす。

2 地方公共団体が基盤整備計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す

限り、特別の配慮をするものとする。

(農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発の促進)

第十九条 国及び地方公共団体は、農業生産の基盤及び林業生産の基盤の整備及び開発に関する施策を行うに当たっては、対象地域内において土地改良事業及び造林又は林道の開設の事業の総合的な施行その他の農業生産の基盤及び林業生産の基盤の一体的な整備及び開発が促進されるよう配慮するものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十条 国の行政機関の長又は都道府県知事は、対象地域内の土地を基盤整備計画に定める農林業等活性化基盤施設の用に供するため、農地法その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の設置の促進を図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用等)

第二十一条 国は、基盤整備計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。

2 計画作成市町村は、基盤整備計画の達成のため必要があるときは、関係官林局長又は官林支局長に対し、技術的援助その他の必要な協力を求めることができる。

(生活環境の整備)

第二十二条 国及び地方公共団体は、基盤整備計画の実施の促進に併せて、対象地域における良好な生活環境を確保するための施設の整備を促進するように努めるものとする。

(主務大臣等)

第二十三条 この法律における主務大臣は、国土

庁長官、農林水産大臣、通商産業大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

2 この法律における主務省令は、主務大臣（国土庁長官にあつては、内閣総理大臣）の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第二条 農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「昭和五十五年法律第六十五号」の下に「及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第 号）」を加える。

(農地法の一部改正)

第三条 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第 号）第九條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

第四条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

特定農山村地域における農林業等の活性化の  
ための基盤整備の促進に関する法律（平成五年

(自治省設置法の一部改正)

第十一条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号の八の次に次の一号を加える。

三の九 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務を行うこと。

理 由

特定農山村地域における農林業その他の事業を振興し、豊かで住みよい農山村の育成を図るため、基盤整備計画の作成について定めるとともに、農林地所有権移転等促進事業の創設、森林組合法及び土地改良法の特例の創設、地方財政上の特例措置等所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な特定農山村地域の活力が低下しつつある状況に対応して、地域における創意工夫を生かしつつ、地域の重要な産業である農林業等の事業の活性化のための基盤整備を促進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定農山村地域

特定農山村地域は、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であり、かつ、土地利用の状況等からみて農林業が重要な事業である地域として、政令で具体的な

基準を定めるものとし、主務大臣が公示するものとする。

2 農林業等活性化基盤整備計画の作成

特定農山村地域の市町村は、農林業その他の事業の活性化の目標及び農林業等活性化基盤整備促進事業の実施に関する事項等と内容とした農林業等活性化基盤整備計画を作成することができるとすること。

3 農業経営の改善及び安定のための計画の認定及び資金の確保

新規作物の導入等による農業経営の改善及び安定を促進するため、農業者の組織する団体が構成員のために作成する計画についての市町村による認定制度を創設し、国及び都道府県は、この認定を受けた計画の実施に対する必要な資金の確保に努めるとすること。

4 農林業等活性化基盤整備施設設置事業計画の認定及び課税の特例

農林業等の活性化の基盤となる施設の設置を行うおととする者の作成する事業計画についての市町村による認定制度を創設し、認定を受けた計画に係る施設には、税制上の特例措置を講ずることとする。

5 農林地所有権移転等促進計画制度

市町村は、3及び4の認定を受けた者等の必要な農林地の確保や農林業等の活性化の基盤となる施設の円滑な整備等の促進を図るため所有権移転等促進計画を定め、計画の定めるところによつて一括して所有権の移転等が行われる事業を実施できるとすること。

6 森林組合法及び土地改良法の特例

森林組合が、委託を受けて農作業を行う事業を実施することができるようにする森林組

合法の特例を講ずるとともに、土地改良区等が林業経営上必要な一定の施設を共同減歩により確保できるようにする土地改良法の特例を講ずることとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

本案は、特定農山村地域における農林業等の活性化を図る措置としておおむね妥当と認めるが、特定農山村地域の育成を図るために必要な方途について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする旨の条文を追加することと認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成五年五月十九日

農林水産委員長 平沼 赳夫

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、特定農山村地域について、この法律の施行後における農林業従事者その他の地域住民の生活の状況、農林業の振興並びに農用地及び森林の保全を適した国土及び環境の保全等の状況等を勘案し、豊かで住みよい農山村の育成を図るために必要な方途について検討を加え、必要に応じ所要の措置を講ずるものとする。

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第三 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「昭和五十五年法律第六十五号」の下に「及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)」を加える。

(農地法の一部改正)

第三 農地法の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の四 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて同法第二条第三項第三号の権利が設定され、又は移転される場合

第四条第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二条第三項第三号の権利に係る農地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供する場合

第五条第一項第一号の二の次に次の一号を加える。

一の三 農地又は採草放牧地を特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するため当該所有権移転等促進計画の定めるところによつて、又は移転される場合

第四 都市計画法の一部を次のように改正する。

第三十四条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二十三条第三号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するものに限る。

第五 (農業振興地域の整備に関する法律の一部改正) 第五 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の十五第一項第三号の二の次に次の一号を加える。

三の三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)第九条第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第二十三条第三号の権利に係る土地を当該所有権移転等促進計画に定める利用目的に供するために行う行為

第六 (地方税法の一部改正) 第六 地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第一号の十二の次に次の一号を加える。

一の十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)第四条第一項の規定により作成された基盤整備計画に係る同法第二十一条に規定する特定農山村地域において、同法第七條の規定による認定を受けた者で政令で定めるものが当該認定に係る同法の事業計画に従つて整備する同法第二十三条第三号に規定する農林業等活性化基盤施設の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供する土地

附則第十一條第二項第一号中「及び次項」を「から第四項まで」に改め、同条第十七項を同条第十八項とし、同条第四項から第十六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「前項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第九條第一項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第六條第一項に規定する農業振興地域内にある土地(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第二條第二項第一号に規定する農用地に限る。)を農業を営む者が同号に規定する農用地の用に供する目的で取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成七年三月三十一日までに行われたときに限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 当該土地の取得が農用地区域内にある土地以外の土地の取得である場合 当該土地の価格の四分の一に相当する額  
二 当該土地の取得が農用地区域内にある土地の取得である場合 当該土地の価格の三分の一に相当する額  
附則第十一條の四第一項中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。  
(国土庁設置法の一部改正)

第七 (国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中第二十五號を第二十六號とし、第二十四號を第二十五號とし、第二十三號を第二十四號とし、第二十二號の次に次の一号を加える。

二十三 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務を処理すること。

第七條第一項中「第四條第二十三號」を「第四條第二十四號」に改める。

(農林水産省設置法の一部改正)

第八條 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三號)の一部を次のように改正する。

第四條第二十七號の四の次に次の一号を加える。

二十七の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関する事務で所掌に属するものを処理すること。

第二十九條中「第二十號まで」の下に「第二十七號の五」を加える。

(通商産業省設置法の一部改正)

第九條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

第四條第三十九號の四の次に次の一号を加える。

三十九の五 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

(建設省設置法の一部改正)

第十條 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三十三號)の一部を次のように改正する。

第三條第十一號中「及び地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六號)」を、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六號)及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第 号)に改める。

(自治省設置法の一部改正)

第十一條 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十一號)の一部を次のように改正する。

第四條第三號の八の次に次の一号を加える。

三の九 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律

律(平成五年法律第 号)の施行に關する事務を行うこと。

【別紙】

特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に關する法律案に對する附帯決議

近年、我が國農業、農村が大きく変貌している中であつて、地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な中山間地域は、過疎化、高齢化の進行、就業機会の不足、耕作放棄地の増大、生産基盤整備、生活環境整備の遅れ等今後早急に解決を要する多くの問題に直面している。こうした事態に對し、当該地域の活性化を図るためには、農林業を中心とした産業の振興等を通して定住条件を整備するとともに、農林地等の地域資源の適切な維持管理のための積極的な取組みが喫緊の課題となつてゐる。

よつて政府は、本法の運用等に当たつては、左記事項の実現に努め、中山間地域の農林業の活性化と豊かで住みよい農山村の育成に遺憾なきを期すべきである。

記

一 特定農山村地域における農林業が国土・自然環境の保全等に果たしている役割の重要性にかんがみ、適切な農林業活動を通じてその機能が維持増進されるよう各種施策の一層の充実に努めるとともに、いわゆる直接所得補償方式については、構造政策の達成状況、国民的コンセンサス等も踏まえ、引き続き検討を深めること。

二 本法の運用をはじめ中山間地域の活性化を図る各種施策が総合的に実施されるよう、関係各省庁間の連携・協力を一層強化すること。

また、今後の多極分散型国土形成を図る各種施策の実施に当たつては、中山間地域の果たす

役割に對する国民的コンセンサスを確立し、これに基づき当該地域に對する重点的な投資に努めること。

三 特定農山村地域を定めるに当たつては、本法に基づき施策の効果が十分に発揮されるよう既存の地域振興立法等との関係に留意するとともに、旧市町村単位でも指定するなどきめ細かい配慮をすること。

四 市町村が農林業等活性化基盤整備計画の策定をするに当たつては、地域住民の声を反映するとともに、これが地域の特性を生かした実現可能な計画として位置付けられるように指導すること。

これと併せ、事業の推進に必要な地域リーダーについては、研修等の充実、市町村相互の交流、異業種との交流等を通じてその育成、確保ができるよう、支援の充実に努めること。

五 国及び都道府県は、特定農山村地域において新規作物の導入や生産方式の改善が円滑に行われるよう、農業試験場や農業改良普及所等を活用し、営農・経営指導の充実、モデル団地の設置、先進優良事例の紹介等所要の措置を講ずること。

六 中山間地域経営改善・安定資金については、その活用状況等を見定めつつ、必要に応じその運用の改善につき検討すること。

七 農林地所有権移転等促進事業の実施に当たつては、利用権設定等促進事業との整合性に配慮するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地の有効活用等に留意したきめ細かい運用が行われるよう指導すること。

なお、本事業の実施に伴う登記等諸行政手続きについては、関係各機関相互の協力により円滑に遂行されるよう配慮すること。

八 地域住民の要請に応えた特定農山村地域の活性化が図られるよう、本法による措置に加え、地方財政措置を含む適切な措置を講ずるよう努めること。

郵便貯金法の一部を改正する法律案

右

平成五年三月五日 内閣総理大臣 宮澤 喜一

郵便貯金法の一部を改正する法律

郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十條第二項中「五百萬圓」を「五百五十萬圓」に、「三百五十萬圓」を「三百八十五萬圓」に改める。

第十二條第一項を次のように改める。

郵便貯金には、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める利率によつて、利子を付ける。ただし、政令で定める通常郵便貯金については、政令で定める利率により、利子を付ける。

第十二條第二項中「同項ただし書」を「同項本文」に改める。

第四十二條中「第十二條第一項ただし書に規定する」を「第十二條第一項本文の規定により利子を付ける」に改める。

第五十一條の二第一項中「第十二條第一項本文の規定により利子を付ける」を「第十二條第一項ただし書に規定する」に改める。

第六十六條を次のように改める。

第六十六條(貸付期間及び利率) 第六十四條の規定による貸付金の貸付期間は政令で定め、その

貸付金の利率は政令で定めるところにより郵政大臣が定める。

第六十八條の三第一項に次の二号を加える。

十三 法人が事業に必要な資金を調達するため

に発行する約束手形で省令で定めるもの

十四 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関又は外国法人の発行する証券又は証券で前号に規定する約束手形の性質を有するもの

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十條第二項の改正規定は平成六年一月一日から、第六十八條の三第一項に二号を加える改正規定及び次条の規定は公布の日から施行する。

(審議会への諮問)

第二條 郵政大臣は、この法律の施行前においても改正後の郵便貯金法(以下「新法」という。)第十二條第一項及び第六十六條の政令の制定のために新法第十二條第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

(経過措置)

第三條 この法律の施行前に預入された定期郵便貯金の利率については、新法第十二條第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項の定期郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、新法第六十六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(郵便貯金の利子の民間海外援助事業に對する寄附の委託に關する法律の一部改正)

第四條 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に對する寄附の委託に關する法律(平成二年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

平成五年五月二十日 衆議院會議録第二十八号 郵便貯金法の一部を改正する法律案及び同報告書

第四条第二項中「第十二条第一項本文の規定により利子を付ける」を「第十二条第一項ただし書に規定する」に改める。

理 由

郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、定額郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めるとするとともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

郵便貯金法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、定額郵便貯金の利率は、市場金利を勘案して郵政大臣が定めるとするとともに、郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲を拡大すること等を行うとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る郵便貯金の一の預金者の預金総額の制限額を五百万円から五百五十万円に、これらの郵便貯金のうち勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るものを三百五十万円から三百八十五万円に引き上げること。
- 2 定額郵便貯金の利率は、政令で定めるところにより市場金利を勘案し郵政大臣が定める

ものとする。

- 3 定額郵便貯金を担保とする貸付金の利率は、政令で定めるところにより郵政大臣が定めるものとする。
- 4 郵便貯金特別会計の金融自由化対策資金の運用の範囲に、法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形等を加えること。
- 5 所要の規定の整備を行うこと。
- 6 施行期日等

(一) この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、1に係る改正規定は平成六年一月一日から、4に係る改正規定及び次の(二)に係る規定は公布の日から施行すること。

(二) 郵政大臣は、この法律の施行前においても2及び3の政令の制定のために郵便貯金法第十二条第三項の政令で定める審議会に諮問することができる。

(三) この法律の施行前に預入された定額郵便貯金の利率については、なお従前の例によること。

(四) (三)の定額郵便貯金を担保とする貸付金の利率については、なお従前の例によること。

二 議案の可決理由

本案は、郵便貯金の預金者の利益の増進を図り、あわせて金融自由化に的確に対応するとともに郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため所要の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

きものと議決した次第である。  
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
右報告する。

平成五年五月十九日

通信委員長 亀井 久興

衆議院議長 櫻内 義雄殿

〔別紙〕

郵便貯金法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、金融自由化の進展等郵便貯金事業を取り巻く激しい環境変化に対応するため、次の各項について積極的に努めるべきである。

一 郵便貯金事業については、全国あまねく公平にサービスを提供し、国民の経済生活の安定、福祉の増進に大きな役割を果たしている重要性にかんがみ、国営の金融機関として、今後とも営利に流されることがなく本来の役割を全うしていくこと。

一 我が国の長寿社会の進展に対応し、老後の生活における経済的自立に向けての自助努力を積極的に支援するため、今後とも多様な金融サービスの開発・拡充に努めること。

一 金融自由化の趣旨が預金者の利便向上にあることを踏まえ、商品・サービスを一層充実し、個人預金者の利益の増進を図るよう努め、特に、定額郵便貯金については、預金者の利益を損なわないよう、十分配慮すること。

一 金融・経済環境の変化に的確に対応し、郵便貯金資金の一層有効で安全確実な運用を図るため、金融自由化対策資金の運用対象の多様化を行い、郵便貯金資金を地域の振興等に活用できるようにするなど、資金運用制度の一層の改善・充実に努めること。

衆議院會議録第二十二号中正誤

段 行 誤

三 末 齒科保医

三 四 九 ありますが

三 一 末 として

三 二 六 その

同 第二十三号中正誤

段 行 誤

三 一 末 超こり

三 四 議案

正

齒科保医

ありますが、

としては

この

正

起こり

議決